

平成23年度 集団経営指導事業（セミナー）の実施状況

セミナー名	開催場所	開催日	開催告知日	告知日数	受講者数	項目				回答数	未回答数	満足度指標 (ポイント)	アウトカム 指数	回収率 (%)
						満足		不満足						
						満足	やや満足	やや不満足	不満足					
医療施設整備・機能強化セミナー	東京	9月2日	6月23日	71日前	160	32	30	2	0	64	9	82.3	84.1	45.6
社会福祉施設開設・経営実務セミナー	大阪	9月12日	6月17日	87日前	268	40	80	11	0	131	33	74.0	80.1	61.2
	東京	9月28日	6月17日	103日前	239	45	59	6	2	112	21	77.1	80.6	55.6
医療施設整備・機能強化セミナー	東京	10月25日	8月16日	70日前	123	23	38	3	2	66	11	74.7	79.0	62.6
介護老人保健施設経営セミナー	東京	11月8日	8月26日	74日前	230	60	61	8	0	129	14	80.1	85.2	62.2
特別養護老人ホーム経営セミナー	大阪	11月18日	9月8日	71日前	293	35	97	14	0	146	30	71.5	75.6	60.1
特別養護老人ホーム経営セミナー	東京	11月30日	9月8日	83日前	361	39	98	25	4	166	30	67.9	73.9	54.3
医療施設整備・機能強化セミナー	東京	12月9日	9月26日	74日前	170	22	64	14	0	100	25	69.3	72.9	73.5
障がい者施設経営セミナー	東京	1月20日	11月2日	79日前	251	44	50	8	1	103	32	77.7	80.7	53.8
軽費老人ホーム経営セミナー	大阪	2月2日	11月21日	73日前	221	25	69	4	3	101	12	71.6	71.9	51.1
保育所経営セミナー	大阪	2月3日	11月24日	71日前	239	33	80	9	4	126	12	70.9	74.9	57.7
	東京	2月17日	11月24日	85日前	238	40	76	7	0	123	11	75.6	79.8	56.3
医療施設整備・機能強化セミナー	大阪	2月24日	12月16日	70日前	172	28	60	19	2	109	3	68.2	72.0	65.1
	東京	3月2日	12月16日	77日前	187	35	64	14	0	113	7	72.9	78.9	64.2
合計				77.7日前	3,152	501	926	144	18	1,589	250	73.4	77.6	58.3

上期実績	3回	667	117	169	19	2	307	63	76.9	80.4	55.5
下期実績	11回	2,485	384	757	125	16	1,282	187	72.6	76.1	59.1
合計	14回	3,152									

[セミナー受講者に対するアンケート調査設問様式例]

平成23年度 ○○経営セミナーアンケート用紙

当アンケートは、今後のセミナー事業の質の向上を目指す目的で、実施させて頂くものです。皆様からの忌憚のないご意見を頂きますよう、ご協力をお願いいたします。

1. 本日のセミナーはどのようにしてお知りになりましたか。(複数回答可)

- 機構からの案内 機構ホームページ 機構情報誌「WAM」
 知人からの紹介 新聞・雑誌() 機構メールマガジン
 その他()

2. 当機構のセミナーにご参加いただいたのは何回目ですか。

- 初めて 2回目 3回目 4回目以上

3. 講義についての評価(4段階評価でお選びください。)

(1) セミナー内容全般について、満足いただけましたか?

- 満足 やや満足 やや不満足 不満足

(2) 各講義に関する資料及び講師の評価を5段階でお選びください。

	満足	やや満足	やや不満足	不満足
○○ ○○ 氏	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
○○ ○○ 氏	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
○○ ○○ 氏	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(3) このセミナーは施設の経営に役立つ情報でしたか?

- 役立った やや役立った あまり役立たなかった 役立たなかった

4. お客様に対する当機構職員の言葉づかい、態度はいかがでしたでしょうか?

- 満足 やや満足 やや不満足 不満足

5. 今後のセミナーのテーマに関する要望(複数回答可)

- サービス・品質管理 政策動向 施設運営に関する実践事例紹介
 人事・労務管理 人材確保・定着率向上 会計・税務
 財務分析 リスクマネジメント 介護・診療報酬(改定の動向)
 設計・建築 設備投資・資金調達 その他()

6. 講義内容についての全般的な感想や、聴講したい講師名、その他ご意見ご要望等をご記入下さい。

.....

.....

特になし

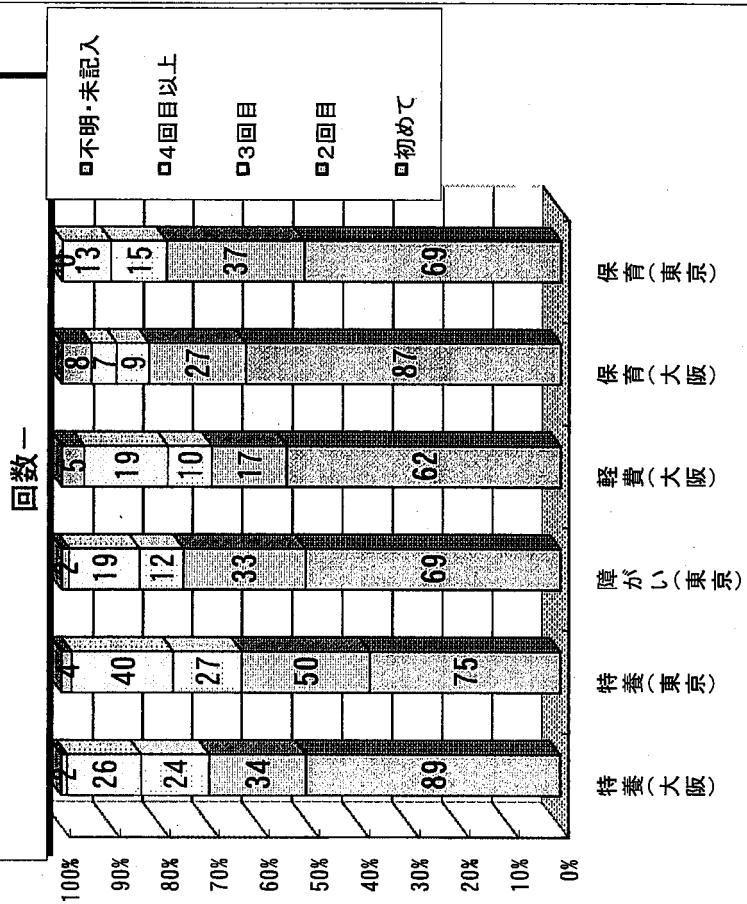
☆ご協力ありがとうございました。お手数ですが、お帰りの際に会場出口「アンケート回収箱」にご投函下さい。

平成23年度 福祉系経営セミナー アンケート結果 - 参加回数 -

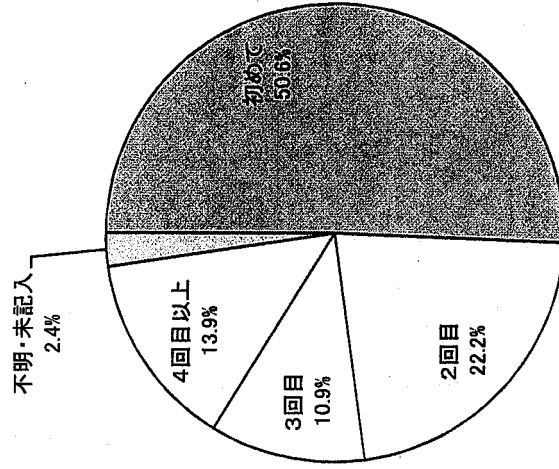
	施設開設(大阪)	施設開設(東京)	特養(大阪)	特養(東京)	障がい(東京)	軽費(大阪)	保育(大阪)	保育(東京)	合計
初めて	4	26	19	5	75	62	87	69	451
2回目	24	19	12	9	50	17	27	37	198
3回目	34	24	10	27	27	10	9	15	97
4回目以上	40	24	27	33	40	19	7	13	124
不明・未記入	2	2	4	2	4	5	8	0	21
合計	0	0	175	196	135	113	138	134	891

※施設開設については、項目なし。

平成23年度 福祉系経営セミナー アンケート結果 - 参加回数 -



福祉系経営セミナー アンケート結果 - 参加回数 -

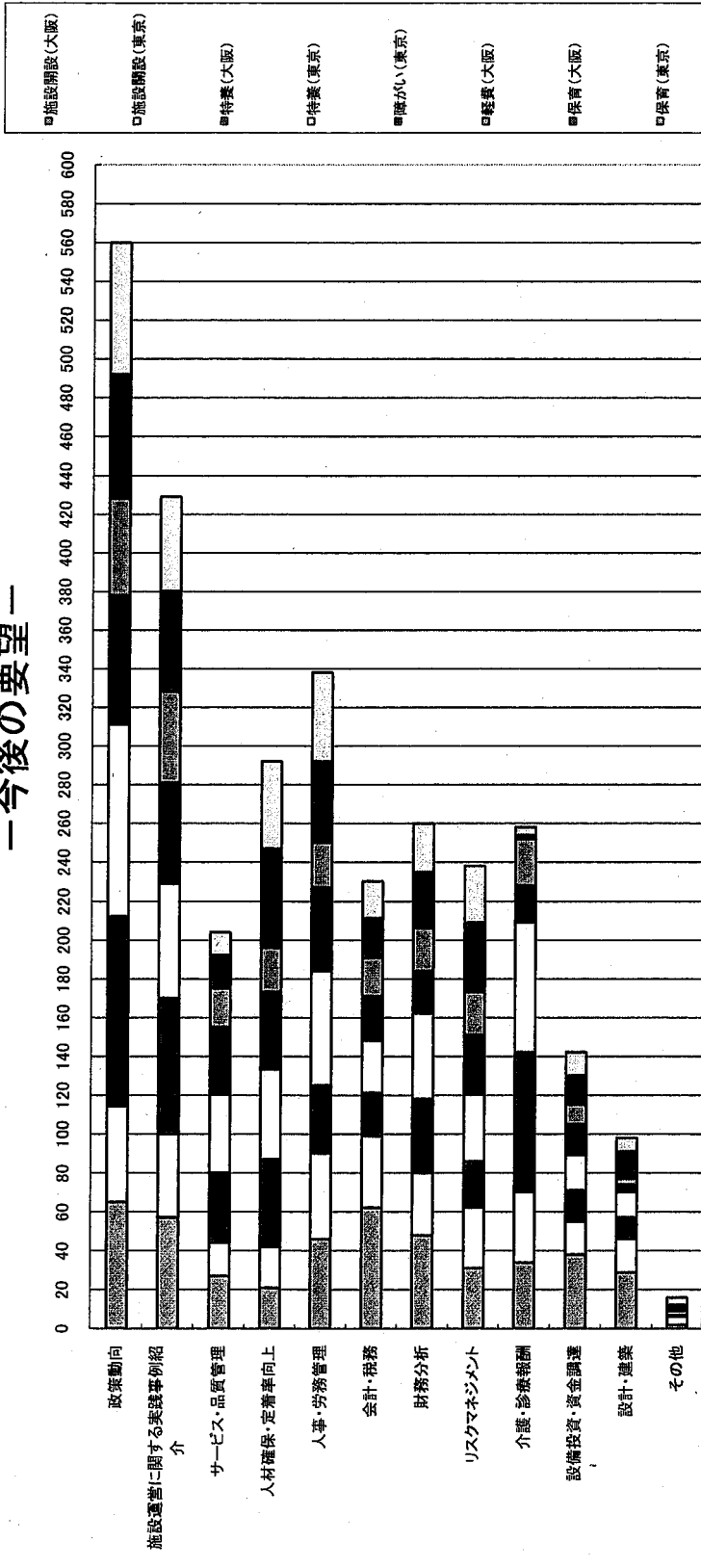


平成23年度 福祉系経営セミナー アンケート結果—今後の要望—

	施設開設(大阪)	施設開設(東京)	特養(大阪)	特養(東京)	障がい(東京)	軽費(大阪)	軽費(東京)	保育(大阪)	保育(東京)	合計
政策動向	65	49	98	99	67	50	64	68	68	560
施設運営に関する実践事例紹介	57	43	70	59	52	47	52	49	49	429
サービス・品質管理	27	17	36	40	35	20	17	12	12	204
人材確保・定着率向上	21	21	45	46	40	23	51	45	45	292
人事・労務管理	46	44	35	59	43	23	42	46	46	338
会計・税務	62	37	22	27	23	20	20	19	230	230
財務分析	48	32	38	44	22	22	29	25	25	260
リスクマネジメント	31	31	24	34	31	22	36	29	29	238
介護・診療報酬	34	36	72	67	19	24	2	4	4	258
設備投資・資金調達	38	17	16	18	16	10	15	12	12	142
設計・建築	29	17	11	13	4	3	14	7	7	98
その他	2	4	1	2	2	0	1	4	4	16

平成23年度 福祉系経営セミナー アンケート結果

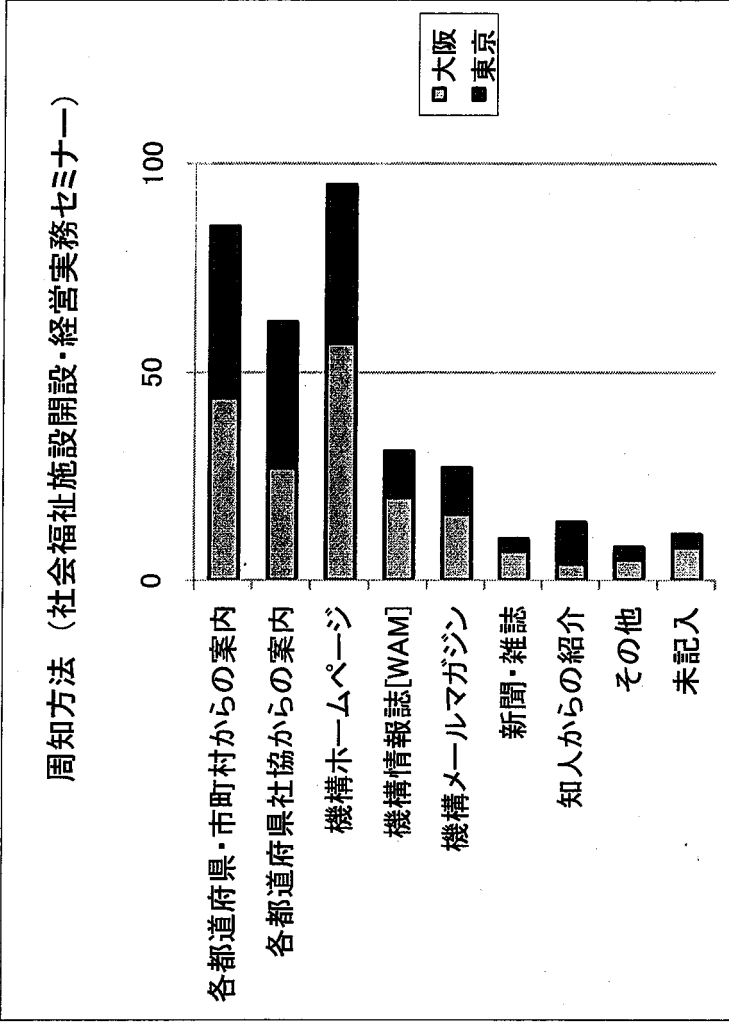
—今後の要望—



平成23年度セミナーアンケート結果（周知方法）

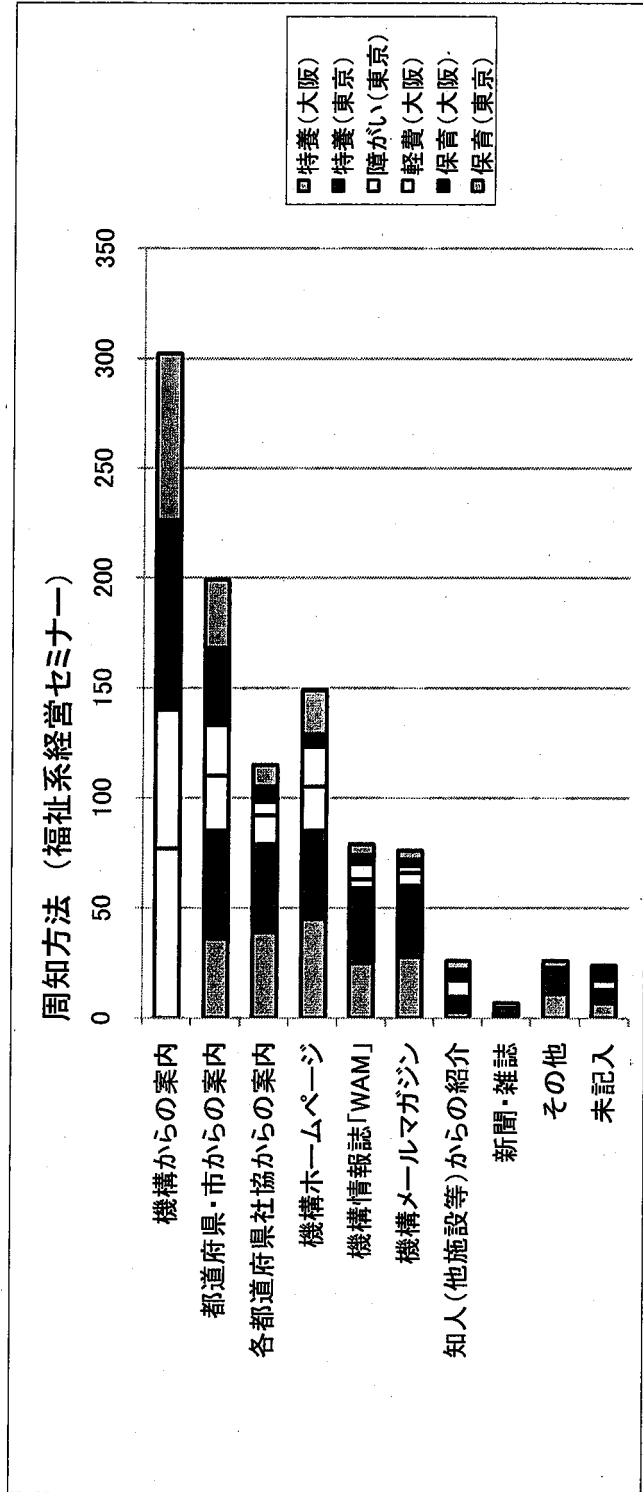
1. 社会福祉施設開設・経営実務セミナー

	大阪	東京	合計
各都道府県・市町村からの案内	44	41	85
各都道府県社協からの案内	27	35	62
機構ホームページ	57	38	95
機構情報誌[WAM]	20	11	31
機構メールマガジン	16	11	27
新聞・雑誌	7	3	10
知人からの紹介	4	10	14
その他	5	3	8
未記入	8	3	11
合計	188	155	343



2. 上記1以外の福祉系施設経営セミナー

	特養(大阪)	特養(東京)	障がい(東京)	軽費(大阪)	保育(大阪)	保育(東京)	合計
機構からの案内	-	-	77	63	86	76	302
都道府県・市からの案内	36	49	25	23	35	31	199
各都道府県社協からの案内	39	40	13	6	7	10	115
機構ホームページ	45	40	20	18	6	20	149
機構情報誌「WAM」	25	34	4	7	4	5	79
機構メールマガジン	28	32	6	3	3	4	76
知人(他施設等)からの紹介	3	7	7	2	3	4	26
新聞・雑誌	2	3	2	0	0	0	7
その他	11	10	1	1	0	3	26
未記入	7	6	0	4	7	0	24
合計	196	221	155	127	151	153	1,003

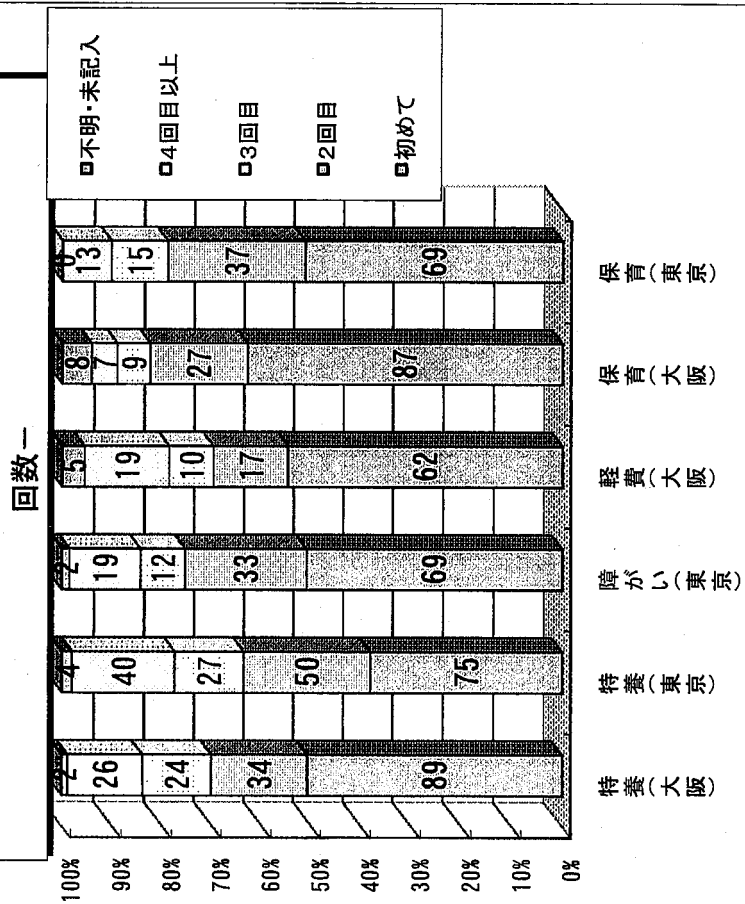


平成23年度 福祉系経営セミナー アンケート結果—参加回数—

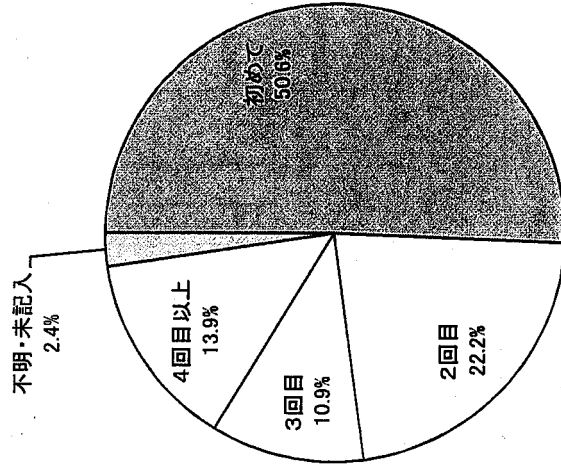
	施設開設(大阪)	施設開設(東京)	特養(大阪)	特養(東京)	障がい(東京)	軽費(大阪)	保育(大阪)	保育(東京)	合計
初めて	—	—	89	75	69	62	87	69	451
2回目	—	—	34	50	33	17	27	37	198
3回目	—	—	24	27	12	10	9	15	97
4回目以上	—	—	26	40	19	19	7	13	124
不明・未記入	—	—	2	4	2	5	8	0	21
合計	0	0	175	196	135	113	138	134	891

※施設開設については、項目なし。

平成23年度 福祉系経営セミナー アンケート結果—参加回数—



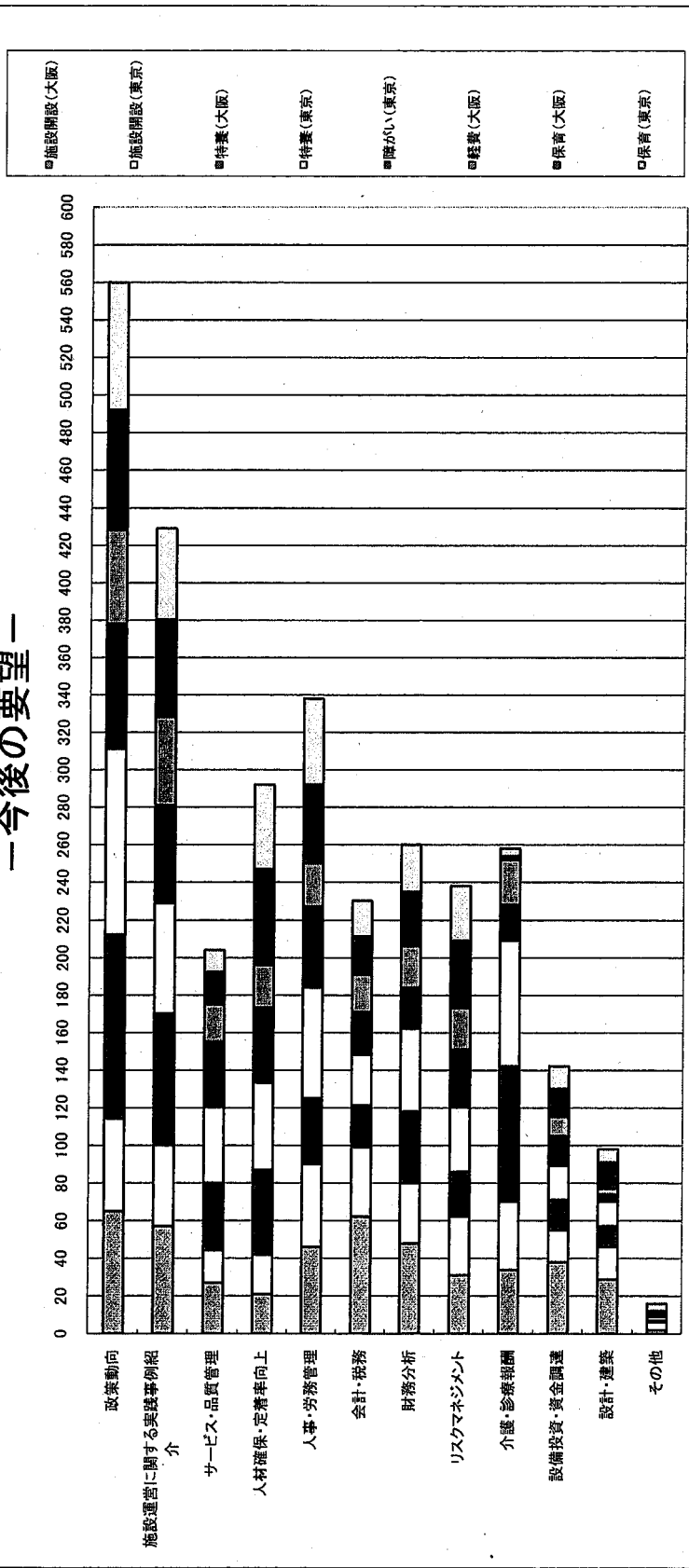
福祉系経営セミナー アンケート結果—参加回数—



平成23年度 福祉系経営セミナー アンケート結果—今後の要望—

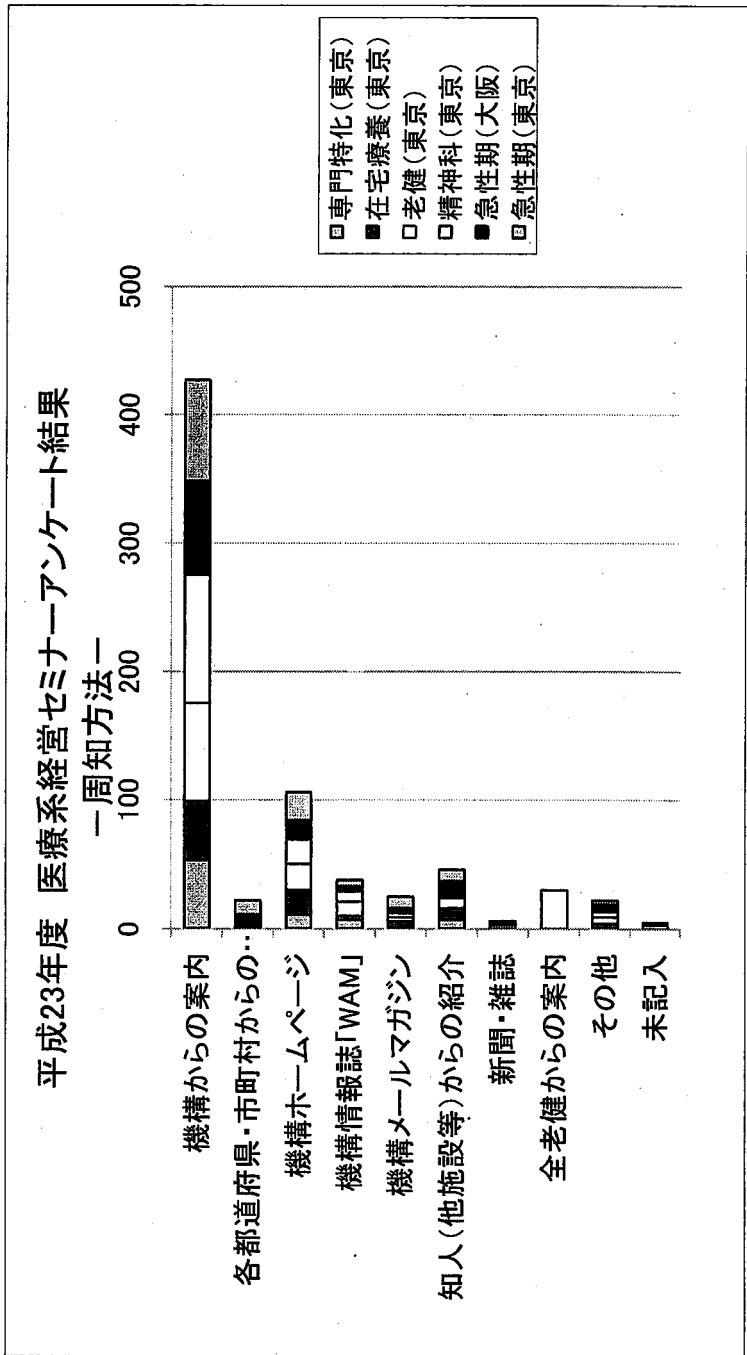
	施設開設(大阪)	施設開設(東京)	特養(大阪)	特養(東京)	障がい(東京)	経費(大阪)	経費(東京)	保育(大阪)	保育(東京)	合計
政策動向	65	49	98	67	50	64	68	560		
施設運営に関する実践事例紹介	57	43	70	59	47	52	49	429		
サービス・品質管理	27	17	36	40	20	17	12	204		
人材確保・定着率向上	21	21	45	46	23	51	45	292		
人事・労務管理	46	44	35	59	23	42	46	338		
会計・税務	62	37	22	27	20	20	19	230		
財務分析	48	32	38	44	22	29	25	260		
リスクマネジメント	31	31	24	34	31	36	29	238		
介護・診療報酬	34	36	72	67	24	2	4	258		
設備投資・資金調達	38	17	16	18	10	15	12	142		
設計・建築	29	17	11	13	4	14	7	98		
その他	2	4	1	2	0	1	4	16		

平成23年度 福祉系経営セミナー アンケート結果
—今後の要望—



平成23年度 医療系経営セミナーアンケート結果－周知方法－

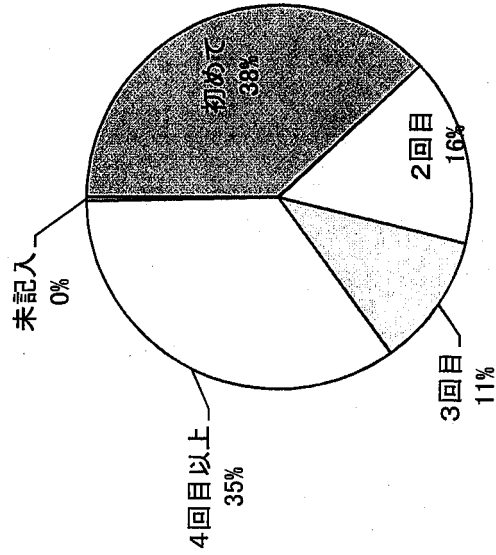
開催日	9月2日	10月25日	11月8日	12月9日	2月24日	3月2日	合計
セミナー名	専門特化(東京)	在宅療養(東京)	老健(東京)	精神科(東京)	急性期(大阪)	急性期(東京)	
機構からの案内	53	46	76	100	73	79	427
各都道府県・市町村からの案内	-	-	-	-	11	11	22
機構ホームページ	11	19	20	19	15	22	106
機構情報誌「WAM」	7	3	11	8	4	5	38
機構メールマガジン	1	5	3	3	4	9	25
知人(他施設等)からの紹介	7	9	8	2	11	9	46
新聞・雑誌	3	0	1	1	0	1	6
全老健からの案内	-	-	30	-	-	-	30
その他	0	4	5	4	6	3	22
未記入	0	0	3	1	0	1	5
合計	82	86	157	138	124	140	727



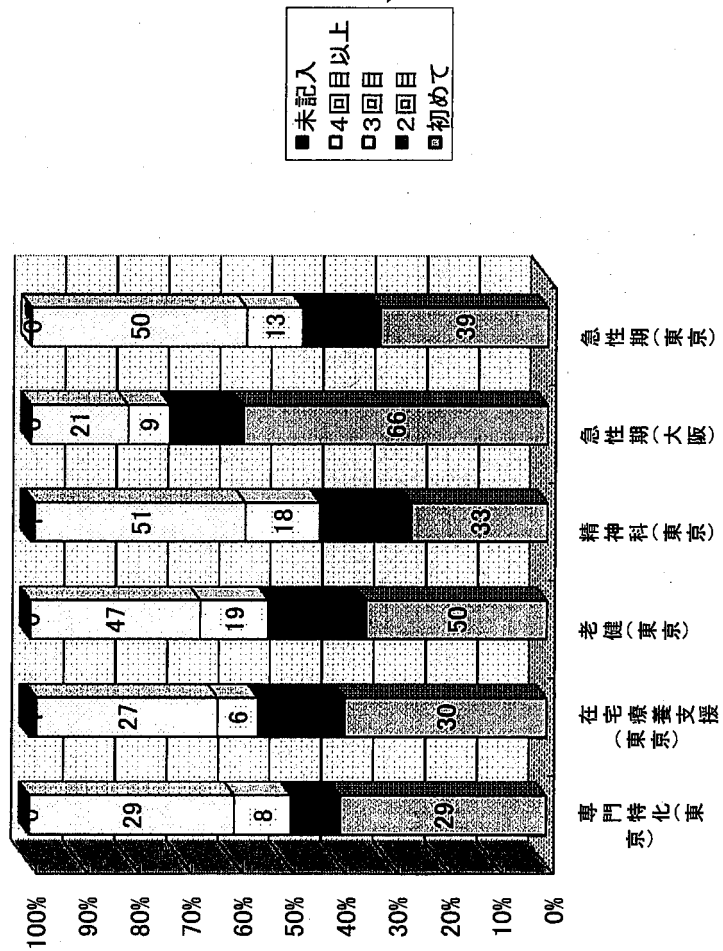
平成23年度 医療系経営セミナーアンケート結果—参加回数—

開催日	9月2日	10月25日	11月8日	12月9日	2月24日	3月2日	合計
セミナー名	専門特化(東京)	在宅療養支援(東京)	老健(東京)	精神科(東京)	急性期(大阪)	急性期(東京)	
初めて	29	30	50	33	66	39	247
2回目	7	13	27	22	16	18	103
3回目	8	6	19	18	9	13	73
4回目以上	29	27	47	51	21	50	225
未記入	0	1	0	1	0	0	2
合計	73	77	143	125	112	120	650

参加回数



23年度 医療系経営セミナーアンケート結果—参加回数—

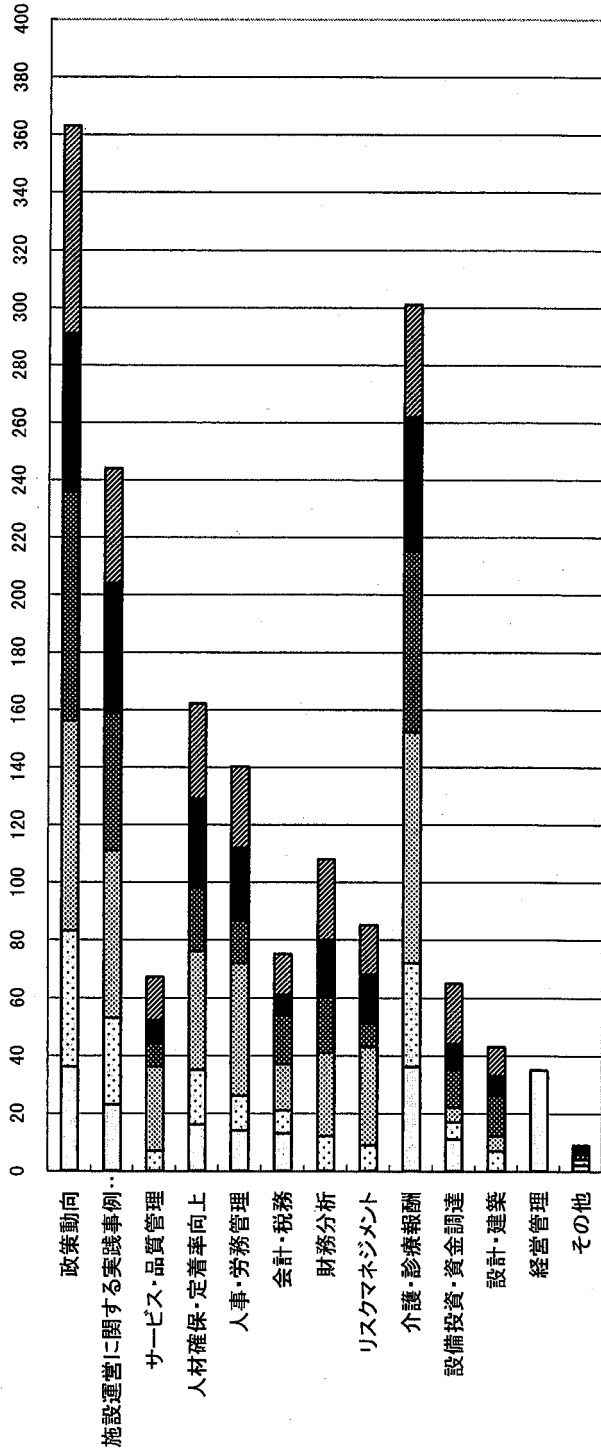


平成23年度 医療系経営セミナーアンケート結果—今後の要望—

(回答数)

開催日	9月2日	10月25日	11月8日	12月9日	2月24日	3月2日	合計
セミナー名	専門特化(東京)	老療差支援(東京)	老健(東京)	精神科(東京)	急性期(大阪)	急性期(東京)	
政策動向	36	47	73	80	55	72	363
施設運営に関する実践事例紹介	23	30	58	48	45	40	244
サービス・品質管理	-	7	29	8	8	15	67
人材確保・定着率向上	16	19	41	22	31	33	162
人事・労務管理	14	12	46	15	25	28	140
会計・税務	13	8	16	17	7	14	75
財務分析	-	12	29	19	20	28	108
リスクマネジメント	-	9	34	8	17	17	85
介護・診療報酬	36	36	80	63	47	39	301
設備投資・資金調達	11	6	5	13	9	21	65
設計・建築	-	7	5	14	7	10	43
経営管理	35	-	-	-	-	-	35
その他	2	2	0	2	2	1	9

平成23年度 医療系経営セミナーアンケート結果—今後の要望—



1. 収支の状況

(1) 特別養護老人ホーム（従来型）の年次推移別の概況（平成18年度～平成22年度）

<機能性>

区 分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
施設数		2,024施設	1,840	2,364	2,112	2,140
平均特養入所定員数		68.9人	69.3	70.5	69.8	70.3
平均短期入所定員数		12.8人	12.8	13.3	13.4	13.5
特養入所利用率		95.9%	95.6	95.7	95.8	95.8
短期入所利用率		83.2%	83.8	85.7	86.2	88.7
1日平均入所者数	特養入所	66.1人	66.3	67.5	66.9	67.4
	短期入所	10.6人	10.7	11.4	11.6	11.9
平均要介護度	特養入所	3.79	3.85	3.85	3.90	3.92
	短期入所	3.17	3.17	3.16	3.17	3.18
定員1人当たり事業活動収入		3,671千円	3,708	3,728	3,878	3,974
入所者1人1日当たり事業活動収入		10,705円	10,806	10,850	11,270	11,499

<従事者の状況>

1施設当たり 従事者数	介護職員	29.3人	29.3	30.4	31.3	32.3
	看護職員	3.8人	4.0	4.1	4.3	4.4
	その他の職員	13.5人	13.4	12.6	12.7	13.0
	計	46.6人	46.6	47.2	48.3	49.6
入所者10人当たり 従事者数	介護職員	3.82人	3.81	3.86	4.00	4.08
	看護職員	0.50人	0.52	0.53	0.55	0.55
	その他の職員	1.75人	1.75	1.60	1.62	1.64
	計	6.07人	6.08	5.99	6.18	6.27

<収支の状況>

収 支 の 状 況	総 収 入	事業活動収入	90.9%	91.4	92.8	92.7	91.0
		事業活動外収入	1.6%	1.5	1.5	1.5	1.4
		特別収入	7.6%	7.1	5.7	5.8	7.6
	事 業 活 動 収 入	介護保険関係収入(介護福祉施設介護料収入等)	86.9%	85.5	83.9	83.5	82.3
		利用者等利用料収入	12.5%	13.8	15.1	14.8	14.7
		その他の事業収入	0.6%	0.7	1.1	1.7	3.0
	事 業 活 動 収 入 に 対 す る	人件費	60.4%	59.9	60.3	60.2	61.4
		経費	28.7%	29.0	29.4	27.9	27.8
		(直接介護費)	(16.8%)	(16.7)	(17.5)	(16.3)	(16.4)
		(うち給食材料費:再掲)	(7.2%)	(7.0)	(7.1)	(6.9)	(6.8)
		(一般管理費)	(12.0%)	(12.3)	(11.9)	(11.6)	(11.3)
		減価償却費	3.6%	3.8	3.5	3.3	3.2
		その他	0.8%	0.8	0.9	1.0	0.9
	計	93.5%	93.5	94.1	92.5	93.3	
	支払利息率		0.9%	0.8	0.7	0.6	0.5
	事業活動収入対経常収支差額比率		7.2%	7.1	6.4	8.1	7.2
従事者1人当たり事業活動収入		6,427千円	6,522	6,610	6,661	6,694	
労働生産性		4,350千円	4,386	4,435	4,579	4,621	
従事者1人当たり人件費		3,885千円	3,909	3,987	4,010	4,109	
労働分配率		89.3%	89.1	89.9	87.6	88.9	

無断複写(転用・転載)はご遠慮ください

1. 収支の状況

(1) ケアハウス（一般型）の年次推移別の概況（平成18年度～平成22年度）

<機能性>

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
施設数	826施設	805	929	842	939
平均入所定員数	38.6人	39.6	39.8	39.6	39.1
入所利用率	95.4%	95.5	95.4	95.2	95.0
1日平均入所者数	36.8人	37.8	38.0	37.7	37.1
定員1人当たり事業活動収入	1,616千円	1,621	1,622	1,615	1,618
入所者1人1日当たり事業活動収入	4,644円	4,638	4,659	4,647	4,666

<従事者の状況>

1施設当たり 従事者数	生活相談員	1.0人	1.0	1.0	1.0	1.0
	介護職員	1.9人	2.0	2.0	2.0	2.1
	その他の職員	3.3人	3.4	3.1	3.1	3.1
	計	6.3人	6.4	6.2	6.2	6.2
入所者10人当 り 従事者数	生活相談員	0.27人	0.27	0.27	0.28	0.28
	介護職員	0.53人	0.52	0.54	0.54	0.56
	その他の職員	0.89人	0.91	0.82	0.82	0.83
	計	1.69人	1.70	1.63	1.64	1.67

<収支の状況>

収 支 の 状 況	収 入	総 収 入	構 成 比	事業活動収入	75.0%	74.9	86.5	86.6	85.3
				事業活動外収入	3.2%	2.6	3.1	3.1	2.8
				特別収入	21.8%	22.4	10.3	10.3	11.9
	支 入	事 業 活 動 収 入	構 成 比	利用者等利用料収入	60.2%	58.1	62.6	63.0	63.1
				その他の事業収入	39.8%	41.9	37.4	37.0	36.9
				計	96.3%	96.5	96.8	95.5	97.2
	支 出	事 業 活 動 収 入 に 対 す る	事 業 活 動 支 出 の 割 合	人件費	37.2%	37.2	36.9	37.2	38.3
				経費	48.3%	48.5	49.4	48.1	49.0
				(直接介護費)	(28.6%)	(28.7)	(29.6)	(28.2)	(29.2)
				(うち給食材料費:再掲)	(15.3%)	(15.1)	(15.1)	(15.1)	(15.1)
				(一般管理費)	(19.7%)	(19.8)	(19.8)	(19.9)	(19.8)
				減価償却費	10.5%	10.4	10.1	9.6	9.4
	その他	0.3%	0.4	0.4	0.5	0.5			
支払利息率	3.3%	3.2	3.0	2.6	2.2				
事業活動収入対経常収支差額比率	4.0%	3.3	3.5	5.0	3.3				
従事者1人当たり事業活動収入	9,961千円	9,976	10,404	10,361	10,193				
労働生産性	4,107千円	4,087	4,216	4,375	4,238				
従事者1人当たり人件費	3,701千円	3,707	3,843	3,856	3,903				
労働分配率	90.1%	90.7	91.2	88.1	92.1				

無断複写(転用・転載)はご遠慮ください

(総括表)
 保育所の施設形態別の概況 (平成22年度)

<機能性>

区 分	保育所(定員60人以上)	小規模保育所(定員60人未満)
施設数	3,086施設	208
平均認可定員数	108.5人	40.6
1日平均利用者数	119.3人	42.7
年間開園日数	298.3日	296.8
利用率	110.0%	105.2
3歳未満児比率	41.2%	53.3
在所児1人1月当たり事業活動収入	90,560円	133,549

<従事者の状況>

1施設当たり 従事者数	保育士・短時間保育士・保育補助者	20.5人	10.5
	その他の職員	5.2人	3.1
	計	25.6人	13.6
常勤職員の平均勤続年数		8.7年	11.0
保育従事者1人当たり在所児数		18.52人	15.78

<収支の状況>

収 支 の 状 況	総 収 入	構 成 比	事業活動収入	88.1%	88.9	
			事業活動外収入	2.1%	1.1	
			特別収入	9.8%	9.9	
	入	事 業 活 動 収 入	構 成 比	運営費収入	80.1%	82.5
				私的契約利用料収入	1.5%	1.1
				経常経費補助金収入	17.8%	15.9
				その他の事業収入	0.6%	0.5
	出	事 業 活 動 収 入 に 対 す る	事 業 活 動 支 出 の 割 合	人件費	71.5%	71.7
				経費	20.7%	18.9
				(事務費)	(8.8%)	(8.6)
				(事業費)	(11.9%)	(10.3)
				(うち給食材料費:再掲)	(6.1%)	(4.8)
				減価償却費	3.2%	2.9
				その他	0.6%	0.5
計			96.0%	94.0		
支払利息率			0.3%	0.1		
事業活動収入対経常収支差額比率			5.9%	7.0		
従事者1人当たり事業活動収入			5,059千円	5,032		
労働生産性			3,854千円	3,934		
従事者1人当たり人件費			3,618千円	3,608		
労働分配率			93.9%	91.7		

注)「在所児1人1月当たり事業活動収入」及び「収支の状況」の各数値は、「本冊子のご利用にあたって3」に記載の勘定科目の置き換えを行った上で算出しています。

無断複写(転用・転載)はご遠慮ください

1. 収支の状況

(1) 一般病院・療養型病院・精神科病院－構成比等(年次別)

<機能性>

(その1)

区分	一般病院						
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度		
施設数	598施設	659	726	755	804		
平均病床数	183.0床	188.0	191.0	186.9	186.7		
病床利用率	81.9%	81.2	80.0	80.9	81.4		
平均在院日数	23.1日	23.0	22.6	22.2	21.5		
入院外来比	1.97	1.95	1.93	1.94	1.89		
新患率	10.8%	10.8	10.6	10.6	10.5		
1日平均患者数	入院	149.9人	152.6	152.7	151.0	152.0	
	外来	294.8人	297.6	295.1	293.5	287.6	
病床1床当たり医業収益	15,039千円	15,662	15,746	16,428	17,627		
患者1人1日当たり医業収益	入院	34,129円	36,019	36,974	38,087	41,102	
	(うち室料差額)	(954円)	(1,014)	(990)	(928)	(1,020)	
	外来	8,843円	9,290	9,460	9,696	10,231	
1施設当たり従事者数	医師	常勤	18.0人	19.6	19.9	20.2	21.2
	非常勤	4.4人	4.5	4.8	4.9	5.0	
	看護師・准看護師・看護補助者	127.8人	134.0	135.8	138.2	142.2	
	その他	83.4人	88.8	93.4	96.5	101.2	
	計	233.6人	246.8	254.0	259.9	269.7	
患者規模100人当たり従事者数	医師	常勤	7.2人	7.8	7.9	8.1	8.6
	非常勤	1.8人	1.8	1.9	2.0	2.0	
	看護師・准看護師・看護補助者	51.5人	53.2	54.1	55.6	57.4	
	その他	35.4人	37.0	38.9	40.6	42.6	
	計	95.9人	99.8	102.9	106.2	110.5	

<収支の状況>

収支の状況	収益	構成比	平成18年度					平成19年度					平成20年度					平成21年度					平成22年度				
			97.2%	2.4%	0.4%	67.8%	(1.9%)	28.0%	4.1%	50.9%	22.0%	2.0%	19.8%	4.5%	99.2%	101.0%	1.5%	0.8%	0.5%	0.1%	11,782千円	6,096千円	6,000千円	98.4%			
費用	医療費用の割合	医療収益	97.2%	97.4	97.6	97.7	97.3	医療収益	97.2%	97.4	97.6	97.7	97.3	医療収益	97.2%	97.4	97.6	97.7	97.3	医療収益	97.2%	97.4	97.6	97.7	97.3		
		医療外収益	2.4%	2.0	1.9	1.9	2.0	医療外収益	2.4%	2.0	1.9	1.9	2.0	医療外収益	2.4%	2.0	1.9	1.9	2.0	医療外収益	2.4%	2.0	1.9	1.9	2.0		
		特別利益	0.4%	0.6	0.5	0.4	0.7	特別利益	0.4%	0.6	0.5	0.4	0.7	特別利益	0.4%	0.6	0.5	0.4	0.7	特別利益	0.4%	0.6	0.5	0.4	0.7		
		入院収入	67.8%	68.3	68.5	68.5	69.3	入院収入	67.8%	68.3	68.5	68.5	69.3	入院収入	67.8%	68.3	68.5	68.5	69.3	入院収入	67.8%	68.3	68.5	68.5	69.3		
		(うち室料差額)	(1.9%)	(1.9)	(1.8)	(1.7)	(1.7)	(うち室料差額)	(1.9%)	(1.9)	(1.8)	(1.7)	(1.7)	(うち室料差額)	(1.9%)	(1.9)	(1.8)	(1.7)	(1.7)	(うち室料差額)	(1.9%)	(1.9)	(1.8)	(1.7)	(1.7)		
		外来収入	28.0%	27.6	27.3	27.2	26.4	外来収入	28.0%	27.6	27.3	27.2	26.4	外来収入	28.0%	27.6	27.3	27.2	26.4	外来収入	28.0%	27.6	27.3	27.2	26.4		
		その他の医療収入	4.1%	4.1	4.2	4.3	4.3	その他の医療収入	4.1%	4.1	4.2	4.3	4.3	その他の医療収入	4.1%	4.1	4.2	4.3	4.3	その他の医療収入	4.1%	4.1	4.2	4.3	4.3		
		人件費	50.9%	50.9	51.6	51.4	50.6	人件費	50.9%	50.9	51.6	51.4	50.6	人件費	50.9%	50.9	51.6	51.4	50.6	人件費	50.9%	50.9	51.6	51.4	50.6		
		医療材料費	22.0%	22.0	21.5	21.3	20.7	医療材料費	22.0%	22.0	21.5	21.3	20.7	医療材料費	22.0%	22.0	21.5	21.3	20.7	医療材料費	22.0%	22.0	21.5	21.3	20.7		
		給食材料費	2.0%	1.9	2.0	1.9	1.8	給食材料費	2.0%	1.9	2.0	1.9	1.8	給食材料費	2.0%	1.9	2.0	1.9	1.8	給食材料費	2.0%	1.9	2.0	1.9	1.8		
(入院患者1人1日当たり)	(996円)	(985)	(1,061)	(1,075)	(1,094)	(入院患者1人1日当たり)	(996円)	(985)	(1,061)	(1,075)	(1,094)	(入院患者1人1日当たり)	(996円)	(985)	(1,061)	(1,075)	(1,094)	(入院患者1人1日当たり)	(996円)	(985)	(1,061)	(1,075)	(1,094)				
経費	19.8%	19.9	19.7	18.9	18.4	経費	19.8%	19.9	19.7	18.9	18.4	経費	19.8%	19.9	19.7	18.9	18.4	経費	19.8%	19.9	19.7	18.9	18.4				
減価償却費	4.5%	4.8	4.7	4.7	4.7	減価償却費	4.5%	4.8	4.7	4.7	4.7	減価償却費	4.5%	4.8	4.7	4.7	4.7	減価償却費	4.5%	4.8	4.7	4.7	4.7				
計	99.2%	99.5	99.4	98.2	96.3	計	99.2%	99.5	99.4	98.2	96.3	計	99.2%	99.5	99.4	98.2	96.3	計	99.2%	99.5	99.4	98.2	96.3				
損益分岐点比率	101.0%	101.3	101.3	99.3	96.6	損益分岐点比率	101.0%	101.3	101.3	99.3	96.6	損益分岐点比率	101.0%	101.3	101.3	99.3	96.6	損益分岐点比率	101.0%	101.3	101.3	99.3	96.6				
経常収益対支払利息率	1.5%	1.5	1.4	1.3	1.2	経常収益対支払利息率	1.5%	1.5	1.4	1.3	1.2	経常収益対支払利息率	1.5%	1.5	1.4	1.3	1.2	経常収益対支払利息率	1.5%	1.5	1.4	1.3	1.2				
医療収益対医療利益率	0.8%	0.5	0.6	1.8	3.7	医療収益対医療利益率	0.8%	0.5	0.6	1.8	3.7	医療収益対医療利益率	0.8%	0.5	0.6	1.8	3.7	医療収益対医療利益率	0.8%	0.5	0.6	1.8	3.7				
経常収益対経常利益率	0.5%	0.0	0.2	1.6	3.4	経常収益対経常利益率	0.5%	0.0	0.2	1.6	3.4	経常収益対経常利益率	0.5%	0.0	0.2	1.6	3.4	経常収益対経常利益率	0.5%	0.0	0.2	1.6	3.4				
収益率(1-(総費用/総収益)×100)	0.1%	-0.3	0.1	1.0	2.8	収益率(1-(総費用/総収益)×100)	0.1%	-0.3	0.1	1.0	2.8	収益率(1-(総費用/総収益)×100)	0.1%	-0.3	0.1	1.0	2.8	収益率(1-(総費用/総収益)×100)	0.1%	-0.3	0.1	1.0	2.8				
従事者1人当たり年間医療収益	11,782千円	11,928	11,841	11,814	12,201	従事者1人当たり年間医療収益	11,782千円	11,928	11,841	11,814	12,201	従事者1人当たり年間医療収益	11,782千円	11,928	11,841	11,814	12,201	従事者1人当たり年間医療収益	11,782千円	11,928	11,841	11,814	12,201				
労働生産性	6,096千円	6,131	6,180	6,291	6,626	労働生産性	6,096千円	6,131	6,180	6,291	6,626	労働生産性	6,096千円	6,131	6,180	6,291	6,626	労働生産性	6,096千円	6,131	6,180	6,291	6,626				
従事者1人当たり人件費	6,000千円	6,067	6,112	6,077	6,170	従事者1人当たり人件費	6,000千円	6,067	6,112	6,077	6,170	従事者1人当たり人件費	6,000千円	6,067	6,112	6,077	6,170	従事者1人当たり人件費	6,000千円	6,067	6,112	6,077	6,170				
労働分配率	98.4%	99.0	98.9	96.6	93.1	労働分配率	98.4%	99.0	98.9	96.6	93.1	労働分配率	98.4%	99.0	98.9	96.6	93.1	労働分配率	98.4%	99.0	98.9	96.6	93.1				

(注1) 全病床に占める一般病床の割合が50%を超える病院を「一般病院」としています。

(注2) 医育機関附属病院及び医師会立病院は含まれていません。

(注3) 「1施設当たり従事者数」、「患者規模100人当たり従事者数」、「従事者1人当たり年間医療収益」、「労働生産性」及び「従事者1人当たり人件費」は、常勤従事者数(非常勤従事者の常勤換算後の従事者数を含む)により算出しています。

(注4) 給食材料費には、委託給食費を含んでいます。

(注5) 数値は四捨五入のため、内訳の合計が合わない場合もあります。

1. 収支の状況

(1) 介護老人保健施設の年次推移別の概況(平成18年度～平成22年度)

区 分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
施設数		1,189施設	1,347	1,546	1,439	1,468	
平均入所定員数		95.0人	95.5	96.0	96.4	96.6	
平均通所定員数		39.5人	39.2	39.3	39.5	40.3	
入所利用率		94.8%	95.1	95.7	95.9	96.1	
通所利用率		64.2%	65.5	67.1	68.7	69.3	
平均在所日数		94.4日	95.8	95.3	96.0	98.2	
1日平均利用者数	入所(施設入所+短期入所)	90.1人	90.9	91.8	92.4	92.9	
	通所	25.4人	25.7	26.3	27.2	27.9	
平均要介護度	入所(施設入所+短期入所)	3.19	3.25	3.27	3.29	3.28	
	通所	2.08	2.06	2.06	2.08	2.07	
入所定員1人当たり年間事業収益		5,107千円	5,157	5,216	5,466	5,561	
利用者1人1日 当たり事業収益	入所介護料収益(施設入所+短期入所)	9,791円	9,816	9,864	10,321	10,424	
	室料差額(施設入所+短期入所)	211円	230	220	224	221	
	入所者利用料(施設入所+短期入所)	2,126円	2,181	2,153	2,204	2,190	
	通所介護料収益	8,819円	8,879	8,969	9,294	9,348	
	通所者利用料	1,140円	1,133	1,118	1,136	1,139	
入所定員1人当たりの建築面積		43.7㎡	43.8	43.8	43.7	43.8	
1施設当たり 従事者数	医師	1.2人	1.3	1.2	1.2	1.2	
	看護師・准看護師・介護職員	46.0人	47.1	48.1	50.4	51.7	
	支援相談員・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	5.6人	5.9	6.3	6.8	7.2	
	その他の職員	9.9人	9.7	9.8	10.2	10.5	
	計	62.6人	64.0	65.5	68.7	70.6	
利用者100人当たり 従事者数	医師	1.1人	1.1	1.0	1.0	1.0	
	看護師・准看護師・介護職員	39.8人	40.4	40.7	42.2	42.8	
	支援相談員・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	4.8人	5.1	5.3	5.7	6.0	
	その他の職員	8.5人	8.3	8.3	8.5	8.7	
	計	54.2人	54.9	55.5	57.4	58.5	
収 支 の 状 況	総 収 益 構 成 比	事業収益	97.9%	97.9	97.8	97.7	97.4
		事業外収益	1.6%	1.7	1.6	1.9	2.3
		特別利益	0.5%	0.4	0.6	0.4	0.3
	計		100.0%	100.0	100.0	100.0	100.0
	事 業 収 益 構 成 比	入所介護料収益(施設入所+短期入所)	66.3%	66.3	66.0	66.1	65.8
		室料差額(施設入所+短期入所)	1.5%	1.6	1.5	1.4	1.4
		入所者利用料(施設入所+短期入所)	14.3%	14.7	14.4	14.1	13.8
		通所介護料収益	13.5%	13.7	14.1	14.3	14.6
		通所者利用料	1.7%	1.7	1.8	1.8	1.8
		その他	2.6%	2.0	2.2	2.3	2.6
計		100.0%	100.0	100.0	100.0	100.0	
費 用	人件費	52.4%	52.5	53.3	53.2	54.9	
	医療材料費	2.7%	2.6	2.6	2.6	2.6	
	給食材料費	8.6%	8.7	8.8	8.5	8.4	
	経費	20.3%	20.5	20.2	19.0	19.1	
	減価償却費	6.9%	6.7	6.2	5.8	5.5	
計		90.9%	91.1	91.2	89.2	90.5	
経常収益対支払利息率		2.5%	2.5	2.2	1.9	1.8	
事業収益対事業利益率		9.1%	8.9	8.8	10.8	9.5	
経常収益対経常利益率		7.2%	7.1	7.0	9.6	8.9	
従事者1人当たり年間事業収益		7,752千円	7,699	7,640	7,674	7,610	
労働生産性		4,765千円	4,731	4,745	4,911	4,904	
従事者1人当たり人件費		4,062千円	4,044	4,073	4,080	4,179	
労働分配率		85.3%	85.5	85.8	83.1	85.2	

注1) 数値は四捨五入のため、内訳の合計が合わない場合もあります。

注2) 「1施設当たり従事者数」、「利用者100人当たり従事者数」、「従事者1人当たり年間事業収益」、「労働生産性」及び「従事者1人当たり人件費」は、常勤従事者数(非常勤従事者の常勤換算後の従事者数を含む)により算出しています。

「経営指標自己チェックシート」 無料でご利用いただけます！

～平成24年6月30日よりサービス開始予定～

経営指標自己チェックシートについて

ポイント①

Excelシートに施設の決算数値等を入力するだけで「簡単」にご利用いただけます！

ポイント②

豊富なデータから算出された全国の同種施設データ(平均値)と財務・収支面の経営状況を比較できます！

ご利用いただける施設およびチェックシートのイメージ

ご利用いただける施設は次の5施設

- ☑ 特別養護老人ホーム
- ☑ ケアハウス
- ☑ 認可保育所
- ☑ 病院
- ☑ 介護老人保健施設

※なお、当チェックシートをご利用いただくためには、事業報告書電子報告システムの利用登録を行い、ユーザーIDを取得する必要があります。事業報告書電子報告システムの利用登録については、裏面に記載しています。手順の手順をご参照ください。

～ご利用の流れ～



～「経営指標自己チェックシート」の掲載ページはこちら↓をご参照ください～
1)はじめに、独立行政法人福祉医療機構トップページを開き、「経営支援事業」をクリックします。

添付資料25
#47

「経営指標自己チェックシート」のご利用に必要な「事業報告書電子報告システム」の発行履歴手帳について

●月●日時点で事業報告用IDを取得されていません。
機構ホームページ「事業報告のご案内」から申込用紙をダウンロードし、FAXをお送りください。
事業報告用IDを発効後、上記手順でご利用ください。
●月●日以降にお申込のお香さまは、別途郵送したIDで利用できます。
事業報告用IDは既に取得済みです。
上記手順によりご利用いただけます。
(BVCで始まるIDをご利用下さい)

同封されている「シール用紙」の色を確認

- 白色
- 黄緑色
- 水色
- 桃色

※事業報告書電子報告システムの利用登録には、事業報告書電子報告システムの利用登録を行い、ユーザーIDを取得する必要があります。事業報告書電子報告システムの利用登録については、裏面に記載しています。手順の手順をご参照ください。

独立行政法人福祉医療機構
経営支援室 経営支援課
TEL03-3438-9935 / FAX03-3438-0371

社会福祉法人〇〇会

(診断施設 〇〇保育園) (平成〇〇年度決算)

お申込のありました上記施設について、下記のとおりご報告致します。

経営指標 経営状況

項目	内容	数値	評価
1	利用率 (年間平均在所率)	100.0 ~ 120.0	☆
2	3歳未満児比率	35.0 ~ 50.0	☆
3	在所児1人1月当りの事業活動収入 (事業活動収入対経常経費補助金収入比率)	73,705 ~ 101,990	☆
4	常勤職員の平均勤続年数	7.0 ~ 25.0	☆
5	保育従事者1人当りの在所児数	9.0 ~ 15.0	☆
6	定員1人当りの有形固定資産額	15,59 ~ 21,60	☆
6	定員1人当りの有形固定資産額	670 ~ 1,916	☆

補説性：財務等の定量的診断を行う前座として、そのために不可欠な施設の機能やサービス水準を把握します。

項目	内容	数値	評価
7	従事者1人当りの人件費	3,113 ~ 4,037	☆
8	人件費率		☆
9	給食材料費率		☆
10	経費率		☆
11	築価償却費率		☆
12	支払利息率		☆

費用の適正性：良質なサービス提供に必要不可欠な支出が行われているか、また、冗費が生じていないかを把握します。

項目	内容	数値	評価
13	従事者1人当りの事業活動収入	4,370 ~ 5,664	☆
14	労働生産性	3,296 ~ 4,330	☆
15	労働分配率	87.4 ~ 101.2	☆

生産性：施設の保有する人員や設備が十分に活用され、それとあわせて収入を上げているかを把握します。

項目	内容	数値	評価
16	経産比率	77.2 ~ 93.0	☆
17	固定資産適合率	87.0 ~ 95.0	☆
18	流動比率	274.0 ~ 1,167.0	☆

安定性：短期の支払い能力や借資産の充足度の状況等をみることで、安定した財政状態が確立されているかを把握します。

項目	内容	数値	評価
19	総資産回転率	0.41 ~ 0.75	☆
20	事業活動収入対経常収支差額比率	0.1 ~ 11.0	☆
21	総経常経常収支差額比率	0.2 ~ 8.0	☆

収益性：年利に投下された資本や事業に対する収入の効率性を把握します。

経営指標 経営状況

項目	内容	数値	評価
1	利用率 (年間平均在所率)	128.4%	☆
2	3歳未満児比率	47.9%	☆
3	在所児1人1月当りの事業活動収入 (事業活動収入対経常経費補助金収入比率)	81,746円	☆
4	常勤職員の平均勤続年数	7.7%	☆
5	保育従事者1人当りの在所児数	6.3年	☆
6	定員1人当りの有形固定資産額	19,10人	☆
6	定員1人当りの有形固定資産額	1,819千円	☆

補説性：財務等の定量的診断を行う前座として、そのために不可欠な施設の機能やサービス水準を把握します。

項目	内容	数値	評価
7	従事者1人当りの人件費	2,720千円	☆
8	人件費率		☆
9	給食材料費率		☆
10	経費率		☆
11	築価償却費率		☆
12	支払利息率		☆

費用の適正性：良質なサービス提供に必要不可欠な支出が行われているか、また、冗費が生じていないかを把握します。

項目	内容	数値	評価
13	従事者1人当りの事業活動収入	4,463千円	☆
14	労働生産性	3,130千円	☆
15	労働分配率	92.2%	☆

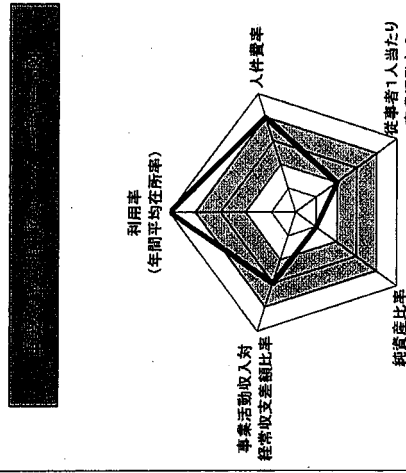
生産性：施設の保有する人員や設備が十分に活用され、それとあわせて収入を上げているかを把握します。

項目	内容	数値	評価
16	経産比率	46.4%	☆
17	固定資産適合率	97.3%	☆
18	流動比率	194.4%	☆

安定性：短期の支払い能力や借資産の充足度の状況等をみることで、安定した財政状態が確立されているかを把握します。

項目	内容	数値	評価
19	総資産回転率	0.60回	☆
20	事業活動収入対経常収支差額比率	4.0%	☆
21	総経常経常収支差額比率	2.3%	☆

収益性：年利に投下された資本や事業に対する収入の効率性を把握します。



※このレーダーチャートは、低いものを中心に近く、高いものを外縁に近くしております。ただし「人件費率」の項目につきましては、高い比率を中心として近接しております。

【総合所見】

- ・利用率は高い水準です。施設の円滑な運営を心掛けつつ、利用児童のさらなる受入れが可能のご検討ください。
- ・3歳未満児比率は高い水準ですが、事業活動収入対経常経費補助金収入比率がやや低いことあり、在所児1人1月当りの事業活動収入性や低い水準となっております。
- ・保育従事者1人当りの在所児数は標準的な水準です。
- ・安定性の指標については、全体として概ね問題のない水準です。
- ・事業活動収入対経常収支差額比率は標準的な水準です。利用児童や家族へのサービス水準の維持を考慮しつつ経営してください。

上記のとおり診断致します (注)各施設別、当期経常経費補助金収入00年度実績に基づき算出しております。

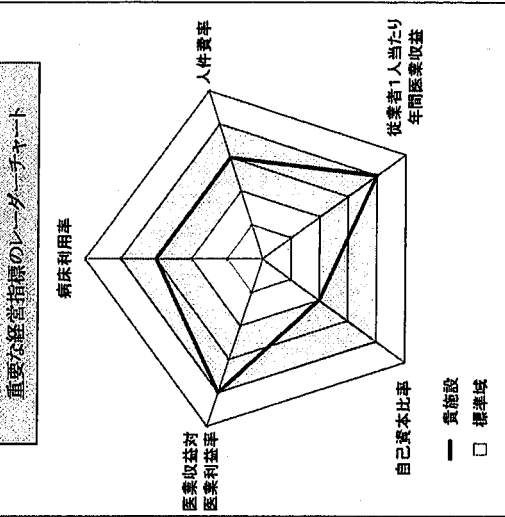
平成〇〇年〇月〇日 独立行政法人福祉医療機構 顧客業務部 経営支援室 経営支援課

※裏面の「ご意見とご要望」欄にお書きください。

お申込のありました施設について、下記のとおりご報告致します。

(対象指標：一般病院)

重要経営指標のレーダーチャート



※このレーダーチャートは、低いものを中心に近く、高いものを外縁に近くしております。ただし「人件費率」の項目につきましては、高いほうが中心に近くしております。

【総合所見】

- ・病床利用率、入院患者1人1日当たり入院収益は標準的な水準です。平均入院日数はやや短い水準です。また、入院外来比はやや高く、外来患者1人1日当たり外来収益は標準的な水準となっております。病床1床当たり年間医療収益はやや高い水準です。
- ・従事者1人当たり年間給与費はやや高い水準ですが、患者規模100人あたり従事者数がやや少ないこともあり、人件費率は標準的な水準となっております。
- ・医療材料費率は標準的な水準です。給食材料費率及び経費率はともに良好な水準です。
- ・生産性の各指標は概ね良好な水準です。
- ・自己資本比率がやや低く、借入金比率がやや高くなっております。計画的な償還を心掛けてください。なお、他会計短期貸付金についてはその他の流動資産で計算しています。
- ・医療収益対営業利益率は良好な水準です。収入、支出両面からの取組は今後も継続的に行い、利益水準の維持に努めてください。

上記のとおり診断致します
 (※)今年度は、当院で実施した平成XX年度決算データが基になっております
 平成XX年X月XX日
 独立行政法人福祉医療機構 顧客業務部 経営支援室 経営支援課
 ※裏面の「ご注意とお願い」もご覧ください

経営指標

指標	説明	標準値
1 病床利用率	一般的に高いほど効率的な運営と見なされ、患者上乗率や運営指標の向上に寄与します。	71.9 ~ 92.5
2 入院外来比	病棟の稼働率を高めるために、入院患者と外来患者の両方を積極的に受け入れることが重要です。入院患者と外来患者の両方を積極的に受け入れることが重要です。	11.6 ~ 2.92
3 平均入院日数	入院日数が長いほど、同様の病棟での稼働率が向上してきます。	16.6 ~ 41.9
4 患者規模100人当り従事者数	従事者数に対する稼働率を示します。稼働率は稼働率に依存する必要があります。	64.5 ~ 119.3
5 入院患者1人1日当りの入院収益	収益性の指標を示しますが、これは診療内容や判断するための指標となります。	25,486 ~ 44,738
6 外来患者1人1日当りの外来収益	お取引先別に分析し、診療内容の有無や稼働率、1日平均外来患者数などの関係性を分析し、稼働率を向上させることが重要です。	6,392 ~ 12,104
7 病床1床当り年間医療収益	病床利用率や外来患者数、並びに診療内容やサービスの提供などによって稼働率や収益が向上します。	11,104 ~ 19,939

稼働率： 財務等の定量的指標を行う前提として、そのために不可欠な施設の稼働率やサービス水準を把握します。

簡易経営診断報告書サンプル (病院)

※各データは架空の数値を使用しています。

項目	値	標準
8 従事者1人当り年間給与	6,162	~ 6,601
9 人件費率	46.3	~ 56.7
10 医療材料費率	標準	標準
11 給食材料費率	標準	標準
12 経費率	標準	標準
13 償還対営業利益率	標準	標準
14 経営収益対支払利息率	標準	標準
15 償還対負債比率	標準	標準

費用の適正性： 良質なサービス提供に必要な支出が行われているか、また、冗費が生じていないかを把握します。

生産性

項目	値	標準
16 従事者1人当り年間医療収益	9,268	~ 13,192
17 労働生産性	6,197	~ 6,917
18 労働対比率	69.4	~ 105.3

生産性： 病院の保有する人員や設備が十分に活用され、それによって稼働率を向上させているかを把握します。

安定性

項目	値	標準
19 自己資本比率	-5.6	~ 53.4
20 固定負債割合率	69.8	~ 116.9
21 流動比率	56.4	~ 338.5
22 借入金比率	9.3	~ 77.6

安定性： 短期の変動が強い借入金や自己資本の充実に伴って、安定した財政基盤が確保されているかを把握します。

収益性

項目	値	標準
23 総資産回転率	0.67	~ 1.33
24 医療収益対営業利益率	-2.9	~ 5.9
25 総資本医療利益率	-2.6	~ 6.1

収益性： 事業に投下された資本や事業に対する収入の効率性を把握します。

平成23年度 個別経営診断利用者に対するアンケート調査結果

問.経営診断書は、貴院(施設)の運営状況を確認するうえでの参考資料となりましたか。または、今後の経営計画を策定するうえで役に立つ参考資料になりましたか。

	総回答数	大変参考になった				参考になった				あまり参考者合計	率	あまり参考にならなかった				参考にならなかった				無回答	参考にならず、無回答合計								
		特養・ケア		保育・病院・老健		特養・ケア		保育・病院・老健				特養・ケア		保育・病院・老健		特養・ケア		保育・病院・老健											
		特養	ケア	保育	病院	老健	特養	ケア	保育			病院	老健	特養	ケア	保育	病院	老健	特養			ケア	保育	病院	老健				
簡易経営診断	125	36	20	5	4	5	2	85	44	6	14	12	9	3	2	1	0	1	0	0	0	0	96.8%	2	1	0	1	1	1
経営分析診断	9	5	4	0	-	0	1	4	0	0	-	2	2	0	0	0	-	0	0	0	0	0	100.0%	0	0	0	0	0	0
実地調査を伴う経営診断	1	0	0	0	-	0	0	1	0	0	-	0	1	0	0	0	-	0	0	0	0	0	100.0%	0	0	0	0	0	0
計	135	41	24	5	4	5	3	90	44	6	14	14	12	3	2	1	0	1	0	0	0	97.0%	2	1	0	1	1	1	

参考になったか

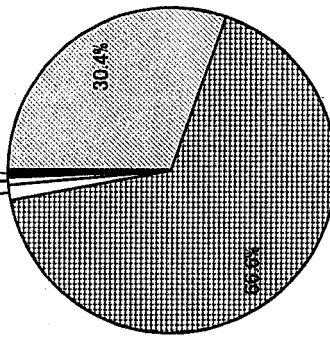
大変参考になった 0.7%

参考になった 66.6%

あまり参考にならなかった 1.5%

参考にならなかった 30.4%

無回答 0.7%



- 大変参考になった
- ▣ 参考になった
- あまり参考にならなかった
- ◇ 参考にならなかった
- 無回答

「民間へのノウハウ普及の方策について ～中間報告～」の概要

○検討の背景

独立行政法人の事務事業の基本方針（平成22年12月7日閣議決定）

（福祉医療経営指導事業）

講ずべき措置：民間と競合する業務を廃止

実施措置：平成23年度から実施

具体的内容：病院・医療経営指導のノウハウについては、民間へ普及することを検討する。

○ヒアリング調査の概要

- ・現在の病医院の経営分析参考指標について
- ・審査・契約・債権管理について
- ・ノウハウの提供の方法について
- ・その他

○ヒアリング先金融機関

都市銀行、地方銀行等の13行の金融機関

○ヒアリングでの主な意見

- ①現在の病院の経営分析参考指標 ⇒ 調査先の半数程が活用、指標の細分化の希望が多数あり
- ②病院向け審査や契約のノウハウや債権管理の事例、方法等への関心
- ③福祉（介護）の情報を金融機関向けへの提供希望
- ④現行の参考指標（冊子）形式を電子データでの提供希望、金融機関向け研修会等の希望

○現時点でのまとめ（中間報告）

- ① 機構として病院・医療経営指導のノウハウ提供を実施する意味について
⇒引き続き調査を継続する一方、24年度は対応可能なものから一部試行的に実施し、今後の方向を模索する必要がある。
- ② 平成24年度の具体的取組み（案）
引き続き、医療機関への融資等に力を入れている金融機関を調査する一方
・政策動向や参考指標の見方・解説についての研修会の試行的実施
・金融機関と共同の医療系セミナーを開催
・医療貸付が行う代理貸付向けブロック会議等へ参加し、説明や情報交換等を行う。

○平成24年度の検討スケジュール（案）

- 24年4月～6月・・・金融機関向け研修会の具体的内容、開催日の決定及び金融機関と共同のセミナーについて詳細の決定
地方銀行協会・第二地方銀行協会とのすり合わせ
- 7月～9月・・・研修会の試行的実施及び金融機関と共同セミナーの開催
- 10月～12月・・・開催結果の検証、及び分析を受けて更に金融機関へのヒアリングを実施するとともに、次年度以降実施するものの整理
- 25年1月～3月・・・ブロック会議への参加及び取りまとめ（平成25年度へ向けてのフィードバック）

5. 助成限度額

- ・福祉活動支援事業 : 上限300万円
 - ・社会参加促進活動支援事業 : 上限設定なし
 - ・地域連携活動支援事業 : 上限700万円
 - ・全国的・広域的ネットワーク活動支援事業 : 上限設定なし
- (注) 一事業で50万円に満たない場合は、助成の対象としない。

6. 助成対象経費

謝金、旅費(国内旅費及び外国旅費)、借料損料、会場借料、家賃、備品購入費、家賃、備品購入費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、買金、委託費、保険料、食料費、雑役務費、燃料費、光熱水費

平成23年度社会福祉振興助成事業 募集要領

<p>平成23年度社会福祉振興助成事業 募集要領 (抜粋)</p>	<p>募集要領のアンダーライン部分に言及している「実績報告書」の記載部分</p>
<p>1. 助成金の目的 政策動向や国民ニーズを踏まえ、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し助成を行い、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるように必要な支援等を行うことを目的とします。</p> <p>2. 助成対象者 (略)</p> <p>3. 助成対象事業 助成の対象となる事業は、次のとおりとします。(別紙1・2をご参照ください。)</p> <p>(1) 福祉活動支援事業 個々の団体が実施する社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業</p> <p>(2) 社会参加促進活動支援事業 個々の団体が実施する高齢者・障害者等の日常生活の便宜若しくは社会参加を促進する事業</p> <p>(3) 地域連携活動支援事業 地域の多様な社会資源を活用し、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、社会福祉諸制度の対象外のニーズその他地域の様々な福祉のニーズに対応した地域に密着した事業</p> <p>(4) 全国的・広域的ネットワーク活動支援事業 全国又は広域的な普及・充実等を図るため、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、相互にノウハウを共有し、社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業又は社会福祉施策等を補完若しくは充実にさせる事業</p>	<p>募集要領等の策定・公表 (#55)</p> <p>(助成対象事業の抜本的な見直し)</p> <p>別紙1・2 → (国として行うべきものに限定した助成対象テーマの設定)</p>
<p>4. 助成の要件等 (略)</p> <p>5. 助成金等 (1) 助成限度額 助成対象事業毎の助成限度額は、次のとおりとします。</p> <p>ア 福祉活動支援事業 50万円～300万円</p> <p>イ 社会参加促進活動支援事業 50万円以上</p> <p>ウ 地域連携活動支援事業 50万円～700万円</p> <p>エ 全国的・広域的ネットワーク活動支援事業 50万円以上</p> <p>なお、「高齢者などの孤立防止」、「児童虐待防止」及び「貧困対策」に関する事業を行う場合には、当機構と助成限度額について協議することができます。</p> <p>(2) 助成対象経費 助成対象事業を実施するために真に必要な次の経費とします。</p> <p>謝金、旅費(国内旅費及び外国旅費)、借料損料、会場借料、家賃、備品購入費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、賃金、委託費、保険料、食料費、雑費、燃料費、光熱水費</p> <p>※助成対象経費の基準限度額、留意点等については、別紙3に記載してまいりますのでご注意ください。</p>	
<p>(3)～(4) (略)</p> <p>6～8 (略)</p>	

平成23年度社会福祉振興助成事業 募集要領 (抜粋)

<p>9. 選定方法及びその結果 (1) 助成事業の選定は、当機構が設置する外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会、平成23年度助成事業に関する選定方針を策定のうえ審査し、同委員会の審議を経て決定します。 選定方針は、おつて、公開することとします。 (2) 選定結果については、平成23年6月下旬を目途に文書をもって、その採否をお知らせするとともに、採択した事業については、平成23年7月中旬を目途に当機構のホームページ等で公開します。 (3)～(4) (略)</p>	<p>募集要領のアンダーライン部分に言及している「実績報告書」の記載部分</p>
<p>10～11 (略)</p>	

<p>福祉活動支援事業</p>	<p>地域連携活動支援事業 全国的・広域的ネットワーク活動支援事業</p>
<p>1 高齢者などが地域で普通の暮らしをすることを支援する事業</p> <p>(1) 高齢者などの孤立防止に関する事業</p> <p>(2) 高齢者などの自立の支援に関する事業</p> <p>(3) 高齢者などと介護を担う家族の支援に関する事業</p> <p>(4) 在宅の高齢者・障害者で医療的ケアが必要な状態にある者への支援に関する事業</p>	<p>(1) 配食や買い物、見守り、居場所づくりなどにより、高齢者などの社会からの孤立を防止する事業</p> <p>(2) 障害の特性に応じた自立の支援に関する事業</p> <p>(3) 病院や施設を退院・退所する高齢者や障害者の在宅移行支援事業</p> <p>(4) 成育過程において支援を受けられなかった発達障害者（成人）に対する支援事業</p> <p>(5) 認知症（若年性認知症を含む）の者と家族の支援に関する事業</p> <p>(6) 老老介護世帯の支援に関する事業</p> <p>(7) 難病や終末期医療等の重度な状態にある者の家族の支援に関する事業</p> <p>(8) 在宅の高齢者・障害者で医療的ケアが必要な状態にある者への支援に関する事業</p> <p>(9) その家族の支援に関する事業</p>
<p>2 高齢者・障害者の就労支援・権利擁護等に関する事業</p> <p>(5) 高齢者・障害者の特性に応じた就労支援に関する事業</p> <p>(6) 虐待や消費者被害の防止等高齢者・障害者の権利擁護に関する事業</p>	<p>(10) 高齢者・障害者の特性に応じた就労支援に関する事業</p> <p>(11) 虐待や消費者被害の防止等高齢者・障害者の権利擁護のための相談支援事業</p>
<p>3 地域や家庭における子ども・子育てに関する事業</p> <p>(7) 安全・安心な子育ての環境づくりを支援する事業</p> <p>(8) ひとり親家庭への支援に関する事業</p> <p>(9) 児童虐待・DV等の防止・支援を必要とする子ども・家庭を支援する事業</p>	<p>(12) 安全・安心な子育ての環境づくりを支援する事業</p> <p>(13) ひとり親家庭の親の就労支援事業</p> <p>(14) 児童虐待防止に向けた普及啓発に関する事業</p> <p>(15) 虐待・DV被害者の緊急避難施設（シェルター）運営事業</p> <p>(16) 児童虐待防止に向けた親支援に関する事業</p> <p>(17) 虐待・DV被害者の自立支援に関する事業</p> <p>(18) 病児・児童養護施設等を退院・退所した子どもへの支援に関する事業</p>
<p>4 貧困対策等社会的支援（福祉的支援）を行う事業</p> <p>(10) 生活保護のポグダーにある低所得者、ホームレス、ネットカフェ利用者を支援する事業</p> <p>(11) 薬物・アルコール中毒者等への福祉的な支援に関する事業</p> <p>(12) 福祉的支援が必要な者に対する支援者の確保・育成等に関する事業</p>	<p>(19) 生活保護のポグダーにある低所得者、ホームレス、ネットカフェ利用者を支援する事業</p> <p>(20) 多重債務者などに対する福祉的支援に関する事業</p> <p>(21) 生活困窮者に対する指導・助言等に関する事業</p> <p>(22) 薬物・アルコール中毒者等への社会的支援に関する事業</p> <p>(23) 生活困窮者や貧困世帯への福祉的支援に携わる人材の確保・育成等に関する事業</p>
<p>5 福祉・介護従事者の確保・育成及びボランティア活動の振興に関する事業</p> <p>(13) 福祉・介護従事者の資質の向上、定着支援及び福祉・介護分野へ人材の参入促進等に関する事業</p>	<p>(24) 福祉・介護従事者の資質の向上、定着支援及び福祉・介護分野へ人材の参入促進等に関する事業</p>

※福祉活動支援事業は、(1)～(13)に該当する事業であること。地域連携支援事業及び全国的・広域的ネットワーク活動支援事業は、(1)～(24)に該当する事業であること。

<p>社会参加促進活動支援事業</p>	
<p>1 福祉・介護従事者の確保・育成及びボランティア活動の振興に関する事業</p>	<p>(1) ボランティア活動の情報交換や相互交流等の機会を通じて、ボランティア活動の全国的な振興を図る事業</p>
<p>2 障害者スポーツを支援する事業</p>	<p>(2) 障害者スポーツの育成・強化に関する事業</p> <p>(3) スポーツを通じた障害者の社会参加等を促進する事業</p>
<p>3 高齢者の日常生活、社会参加等を支援する事業</p>	<p>(4) 高齢者の生きがいと健康づくり活動の振興に資与する事業</p> <p>(5) 高齢者の日常生活の支援や介護者の負担軽減を図る各種福祉用具の改良開発事業</p>

※社会参加促進活動支援事業は、(1)～(5)に該当する事業であること。

平成23年度社会福祉振興助成事業 (第2次) 募集要領

<p>平成23年度社会福祉振興助成事業 募集要領 (抜粋)</p>	<p>募集要領のアンダーライン部分に言及している「実績報告書」の記載部分</p>
<p>1. 助成金の目的 政策動向や国民ニーズを踏まえ、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し助成を行い、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるような必要な支援等を行うことを目的とします。</p> <p>2. 助成対象者 (略)</p> <p>3. 助成対象事業 助成の対象となる事業は、次のとおりとします。(別紙1・2をご参照ください) なお、今回の募集においては、(1)～(4)の事業であって東日本大震災で被災された方等を支援する事業に重点を置いて採択します。</p> <p>(1) 福祉活動支援事業 個々の団体が実施する社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業</p> <p>(2) 社会参加促進活動支援事業 個々の団体が実施する高齢者・障害者等の日常生活の便宜若しくは社会参加を促進する事業</p> <p>(3) 地域連携活動支援事業 地域の多様な社会資源を活用し、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、社会福祉諸制度の対象外のニーズその他地域の様々な福祉のニーズに対応した地域に密着した事業</p> <p>(4) 全国的・広域的ネットワーク活動支援事業 全国又は広域的な普及・充実に努めるため、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、相互にノウハウを共有し、社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業又は社会福祉施策等を補充若しくは充実させる事業</p>	<p>募集要領等の決定・公表 (#55)</p> <p>(「東日本大震災で被災された方等を支援する事業」に重点を置いた募集)</p>
<p>4. 助成の要件等 (略)</p> <p>5. 助成金等 (1) 助成限度額 助成対象事業毎の助成限度額は、次のとおりとします。 ア 福祉活動支援事業 50万円～300万円 イ 社会参加促進活動支援事業 50万円以上 ウ 地域連携活動支援事業 50万円～700万円 エ 全国的・広域的ネットワーク活動支援事業 50万円以上 なお、「東日本大震災で被災された方等を支援する事業」を行う場合にあっては、当機構と助成限度額について協議することができま</p>	<p>(2)～(4) (略)</p> <p>6. 助成対象となる事業の実施期間 (略)</p> <p>7. 応募期間 平成23年6月1日から平成23年7月15日まで (必着) です。</p>

<p>平成23年度社会福祉振興助成事業 募集要領 (抜粋)</p>	<p>募集要領のアンダーライン部分に言及している「実績報告書」の記載部分</p>
<p>8. 応募手続き等 (略)</p> <p>9. 選定方法及びその結果 (1) 助成事業の選定は、当機構が設置する外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会、平成23年度助成事業に関する選定方針を策定のうえ審査し、同委員会の密議を経て決定します。 選定方針は、おつて、公開することとします。 (2) 選定結果については、平成23年8月下旬を日途に文書をもって、その採否をお知らせするとともに、採択した事業については、平成23年9月中旬を日途に当機構のホームページ等で公開します。 (3)～(4) (略)</p> <p>10. 留意事項 (略)</p> <p>11. 問合せ及び送付先 (略)</p>	<p>募集要領等の決定・公表 (#55)</p>

<p>福祉活動支援事業</p>	<p>地域連携活動支援事業 全国的・広域的ネットワーク活動支援事業</p>
<p>1 高齢者などが地域で普通の暮らしをすることを支援する事業</p> <p>(1) 高齢者などの孤立防止に関する事業</p> <p>(2) 高齢者などの自立の支援に関する事業</p> <p>(3) 高齢者などと介護を担う家族の支援に関する事業</p> <p>(4) 在宅の高齢者・障害者・障害者で医療的ケアが必要な状態にある者への支援に関する事業</p>	<p>(1) 配食や買い物、見守り、居場所づくりなどにより、高齢者などの社会からの孤立を防止する事業</p> <p>(2) 障害の特性に応じた自立の支援に関する事業</p> <p>(3) 病後や施設を退院・退所する高齢者や障害者の在宅移行支援事業</p> <p>(4) 成年過程において支援を受けられなかった発達障害者（成人）に対する支援事業</p> <p>(5) 認知症（老年性認知症を含む）の者と家族の支援に関する事業</p> <p>(6) 老老介護世帯末期医療等の支援に関する事業</p> <p>(7) 虐待や終末期医療等の重度な状態にある者の家族の支援に関する事業</p> <p>(8) たんの吸引等医療的ケアの必要な障害児・者とその家族の支援に関する事業</p> <p>(9) 介護福祉士等に対するたんの吸引等医療的ケアに関する研修事業</p>
<p>2 高齢者・障害者の就労支援・権利擁護等に関する事業</p> <p>(5) 高齢者・障害者の特性に応じた就労支援に関する事業</p> <p>(6) 虐待や消費者被害の防止等高齢者・障害者の権利擁護に関する事業</p>	<p>(10) 高齢者・障害者の特性に応じた就労支援に関する事業</p> <p>(11) 虐待や消費者被害の防止等高齢者・障害者の権利擁護のための相談支援事業</p>
<p>3 地域や家庭における子ども・子育てに関する事業</p> <p>(7) 安全・安心な子育ての環境づくりを支援する事業</p> <p>(8) ひとり親家庭への支援に関する事業</p> <p>(9) 児童虐待・DV等の防止、保護・支援を必要とする子ども・家庭を支援する事業</p>	<p>(12) 安全・安心な子育ての環境づくりを支援する事業</p> <p>(13) ひとり親家庭の親の就労支援事業</p> <p>(14) 児童虐待防止に向けた普及啓発に関する事業</p> <p>(15) 虐待・DV被害者の緊急避難施設（シェルター）運営事業</p> <p>(16) 児童虐待防止に向けた親支援に関する事業</p> <p>(17) 虐待・DV被害者の自立支援に関する事業</p> <p>(18) 病児・児童養護施設等を退院・退所した子どもへの支援に関する事業</p>
<p>4 貧困対策等社会的支援（福祉的支援）を行う事業</p> <p>(10) 生活保護のポーターにある低所得者、ホームレス、ネットカフェ利用者等を支援する事業</p> <p>(11) 薬物・アルコール中毒者等への福祉的な支援に関する事業</p> <p>(12) 福祉的支援が必要な者に対する支援者の確保・育成等に関する事業</p>	<p>(19) 生活保護のポーターにある低所得者、ホームレス、ネットカフェ利用者等を支援する事業</p> <p>(20) 多重債務者、低所得者等に対する福祉的支援に関する事業</p> <p>(21) 薬物・アルコール中毒者等への社会的支援に関する事業</p> <p>(22) 生活困窮者や貧困世帯への福祉的支援に関する事業</p> <p>(23) 人材の確保・育成等に関する事業</p>
<p>5 福祉・介護従事者の確保・育成及びボランティア活動の振興に関する事業</p> <p>(13) 福祉・介護従事者の資質の向上、定着支援及び福祉・介護分野への人材の参入促進等に関する事業</p>	<p>(24) 福祉・介護従事者の資質の向上、定着支援及び福祉・介護分野への人材の参入促進等に関する事業</p>

※福祉活動支援事業は、(1)～(13)に該当する事業であること。地域連携支援事業及び全国的・広域的ネットワーク活動支援事業は、(1)～(24)に該当する事業であること。

<p>社会参加促進活動支援事業</p>	
<p>1 福祉・介護従事者の確保・育成及びボランティア活動の振興に関する事業</p>	<p>(1) ボランティア活動の情報交換や相互交流等の機会を通じて、ボランティア活動の全国的な振興を図る事業</p>
<p>2 障害者スポーツを支援する事業</p>	<p>(2) 障害者スポーツの育成・強化に関する事業</p> <p>(3) スポーツを通じた障害者の社会参加等を促進する事業</p>
<p>3 高齢者の日常生活、社会参加等を支援する事業</p>	<p>(4) 高齢者の生きがいと健康づくり活動の振興に資与する事業</p> <p>(5) 高齢者の日常生活の支援や介護者の負担軽減を図る各種福祉用具の改良開発事業</p>

※社会参加促進活動支援事業は、(1)～(5)に該当する事業であること。

平成24年度社会福祉振興助成事業 募集要領

<p>募集要領のアンダーライン部分に言及している「実績報告書」の記載部分</p>	<p>平成24年度社会福祉振興助成事業 募集要領 (抜粋)</p> <p>7. 応募期間 応募期間は次のとおりです。締切り後の受付は一切いたしませんのでご注意ください。 平成24年2月1日から平成24年2月27日まで (必着)</p> <p>8. 応募手続き等 (1) ～ (2) (略) (3) 助成金要望書及び関係書類の各様式は、当機構のホームページ (http://hp.wam.go.jp/) からダウンロードして使用してください。 (4) ～ (5) (略)</p> <p>9. 選定方法及びその結果 (1) 助成事業の選定は、当機構が設置する外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会で、平成24年度助成事業に関する選定方針を策定のうえ審査し、同委員会の審議を経て決定します。 選定方針は、おつて、公開することとします。 (2) 選定結果については、平成24年4月上旬を目途に文書をもって、その採否をお知らせするとともに、採択した事業については、平成24年4月下旬を目途に当機構のホームページ等で公開します。 (3) ～ (4) (略)</p> <p>10. 留意事項 (略)</p> <p>11. 問合せ及び送付先 (略)</p>
--	--

平成24年度社会福祉振興助成事業 募集要領

<p>募集要領のアンダーライン部分に言及している「実績報告書」の記載部分</p>	<p>平成24年度社会福祉振興助成事業 募集要領 (抜粋)</p> <p>1. 助成金の目的 政策動向や国民ニーズを踏まえ、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し助成を行い、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるように必要な支援等を行うことを目的とします。</p> <p>2. 助成対象者 (略)</p> <p>3. 助成対象事業 助成の対象となる事業は、次のとおりとします。(別紙1・2をご参照ください) なお、今回の募集においては、(1)から(4)の事業であつて、「選定方針(別添参照)」の「3. 採点基準」の(3)に該当する事業に重点を置いて採択します。 (1) 福祉活動支援事業 個々の団体が実施する社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業 (2) 地域連携活動支援事業 地域の多様な社会資源を活用し、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、社会福祉諸制度の対象外のニーズその他地域の様々な福祉のニーズに対応した地域に密着した事業 (3) 全国的・広域的ネットワーク活動支援事業 全国又は広域的な普及・充実に努めるため、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、相互にノウハウを共有し、社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業又は社会福祉施策等を補充若しくは充実させる事業 (4) 社会参加促進活動支援事業 個々の団体が実施する高齢者・障害者等の日常生活の便宜若しくは社会参加を促進する事業</p> <p>4. 助成の要件等 (略)</p> <p>5. 助成金額 (1) 助成限度額 助成対象事業毎の助成限度額は、次のとおりとします。 福祉活動支援事業 50万円～300万円 地域連携活動支援事業 50万円～700万円 全国的・広域的ネットワーク活動支援事業 50万円以上 社会参加促進活動支援事業 50万円以上 なお、「東日本大震災で被災された方等を支援する事業」、「高齢者などの孤立防止」、「児童虐待防止」及び「貧困対策」に関する事業を行う場合にあつては、当機構と助成限度額について協議することができまふ。 (2) ～ (4) (略)</p> <p>6. 助成対象となる事業の実施期間 選定結果(内定)通知日以降に開始し、平成25年3月31日まで完了する事業とします。</p>
--	--

福祉活動支援事業、地域連携活動支援事業、全国的・広域的ネットワーク活動支援事業	
1	高齢者などが地域で普通の暮らしをすることを支援する事業 (1) 配食や買い物、移動支援、見守り、居場所づくり、心のケアなどにより、高齢者などの社会からの孤立を防止する事業 (2) 障害の特性に応じた自立の支援に関する事業 (3) 病院や施設を退院・退所する高齢者や障害者の在宅移行支援事業 (4) 成育過程において支援を受けられなかった発達障害者(成人)に対する支援事業 (5) 引きこもり青年や軽度の発達障害者等の自立生活に向けた就労前の支援に関する事業 (6) 認知症(若年性認知症を含む)の若者や家族の支援に関する事業 (7) 老老介護世帯の支援に関する事業 (8) 難病や終末期医療等の重度な状態にある者の家族の支援に関する事業 (9) たんの吸引等医療的ケアの必要な障害児・者とその家族の支援に関する事業
2	高齢者・障害者の就労支援・権利擁護等に関する事業 (10) 高齢者・障害者の特性に応じた就労支援に関する事業 (11) 虐待や消費者被害の防止等高齢者・障害者の権利擁護に関する事業
3	地域や家庭における子ども・子育てに関する事業 (12) 安全・安心な子育ての環境づくりを支援する事業 (13) ひとり親家庭の就労支援事業 (14) 児童虐待・DV等の防止、保護・支援を必要とする子ども・家庭を支援する事業 (15) 児童虐待防止に向けた普及・啓発に関する事業 (16) 虐待・DV被害者の緊急避難施設(シェルター)運営事業 (17) 児童虐待防止に向けた親支援に関する事業 (18) 病院・児童養護施設等を退院・退所した子どもへの支援に関する事業
4	貧困対策等社会的支援(福祉的支援)を行う事業 (19) 生活保護のポーターにある低所得者やホームレス等に寄り添いながら、計画的・きめ細かな支援を行う事業 (20) ホームレス等の緊急避難施設(シェルター)運営事業 (21) 生活困窮者に対する債務整理や家計再建に向けた指導や自立後の生活指導等に関する事業 (22) ひとり親家庭などの生活困窮世帯の養育相談や学習支援に関する事業 (23) 薬物乱用防止に関する普及・啓発事業 (24) 薬物・アルコール中毒者への社会的復帰支援事業 (25) 生活困窮者や貧困世帯への福祉的支援に携わる人材の確保・育成等に関する事業
5	福祉・介護従事者の確保・育成に関する事業 (26) 福祉・介護従事者の資質の向上、定着支援及び福祉・介護分野への人材の参入促進等に関する事業

※福祉活動支援事業、地域連携活動支援事業及び全国的・広域的ネットワーク活動支援事業は、(1)～(26)に該当する事業であること。

社会参加促進活動支援事業	
1	全国的なボランティア活動の振興に関する事業 (1) ボランティア活動の情報交換や相互交流等の機会を通じて、ボランティア活動の全国的な振興を図る事業
2	障害者スポーツを支援する事業 (2) 障害者スポーツの育成・強化に関する事業 (3) スポーツを通じた障害者の社会参加等を促進する事業
3	高齢者の日常生活、社会参加等を支援する事業 (4) 高齢者の生きがいと健康づくり活動の全国的な振興を図る事業 (5) 高齢者の日常生活の支援や介護者の負担軽減を図る各種福祉用具の改良開発事業

※社会参加促進活動支援事業は、(1)～(5)に該当する事業であること。

平成23年度 社会福祉振興助成事業審査・評価委員会 委員名簿

氏名	所属
委員長 潮谷 義子	長崎国際大学 学長
青沼 孝徳	涌谷町町民医療福祉センター長
生田 正幸	関西学院大学人間福祉学部 教授
市川 宏伸	東京都立小児総合医療センター 医師
大塚 晃	上智大学総合人間科学部社会福祉学科 教授
大日向 雅美	恵泉女学園大学大学院 教授
小澤 温	筑波大学大学院人間総合科学研究科 教授
加藤 曜子	流通科学大学サービス産業学部 教授
川村 匡由	武蔵野大学大学院人間社会・文化研究科 教授
是枝 祥子	大妻女子大学人間関係学部 教授
汐見 稔幸	白梅学園大学 教授・学長
鈴木 眞理子	埼玉県立大学保健医療福祉学部 教授
武川 正吾	東京大学大学院人文社会系研究科 教授
田中 信行	日本体育大学体育学部 教授
樽見 弘紀	北海学園大学法学部 教授
栃本 一三郎	上智大学総合人間科学部 教授・学部長
野村 一路	日本体育大学体育学部 教授
松原 康雄	明治学院大学社会学部 教授
山岡 義典	日本NPOセンター 代表理事 法政大学現代福祉学部 教授

※1. 全19名

※2. 敬称略、五十音順

平成23年度における助成事業の選定方針

<p>選定方針のアンダーライン部分に言及している「実績報告書」の記載部分</p>	<p>平成23年度における助成事業の選定方針</p> <p>社会福祉振興助成事業審査・評価委員会</p> <p>平成23年度社会福祉振興助成事業の選定方針</p> <p>独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、助成事業を通じて、多様な社会資源が連携・協働して、各々が得意とする活動を行ないながら、人と地域の絆をつくり直し、支え合いと活気に満ちた地域社会の再生をサポートすることで、高齢者や障害者などが地域の中で自立した生活が送れる社会、また、子どもたちが健やかに安心して成長できる社会の実現を目指すことを平成23年度社会福祉振興助成事業の基本方針としている。</p> <p>助成事業の選定に当たっては、この基本方針を尊重し、次の基準等に基づき行うものとする。</p> <p>I N P O等の福祉活動事業</p> <p>1 審査の方法 書面審査とする。ただし、必要に応じてヒアリング審査を行う。</p> <p>2 審査項目 (1) 事業実施体制 ① 実施者適性 ・法人・団体の設立の趣旨、活動実績、実施体制、専門性等、事業の実施主体として相応しいか。 ② 連携・協働 ・他の団体や関係機関、関係者等との連携・協働に有効性や実効性があるか。 (2) 事業の目的、内容及び内容 ① 事業の目的及びその必要性が明確であるか。 ・要請事業の目的及びその実現可能性があるか。 ② 直接的効果 ・助成事業の量的目標からみて成果をあげられるか、受益者や関係者のニーズを満たし質的な成果をあげられるか。 ③ 社会的波及効果 ・助成事業の成果が地域や社会に波及することが期待できるか。 (3) 費用対効果 ・費用対効果からみて経済的合理性があるか。 (4) 継続性・将来発展性 ・事業継続の能力があり、将来的な発展性が期待できるか。</p> <p>3 採点基準 (1) 社会福祉振興助成事業審査・評価委員会（以下「委員」という。）は、各審査項目について、次の基準により採点する。 ・高く評価できる水準であるもの（4点） ・評価できる水準であるもの（3点） ・やや不十分な水準であるもの（2点） ・不十分な水準であるもの（1点）</p>
--	---

助成事業の審査・採択（#56）
（審査項目や採点基準の見直し）

<p>選定方針のアンダーライン部分に言及している「実績報告書」の記載部分</p>	<p>平成23年度における助成事業の選定方針</p> <p>なお、次の点に留意して採点すること。 ・平成21年度に機構の助成事業を実施し、かつ、委員による事業評価を受けた団体の要望事業については、当該評価結果も踏まえ審査する。 ・平成21年度助成事業の事業評価において、次に掲げる事業については、顕著な成果を上げておりと評価されていることに留意して審査する。 「各種の相談活動や研修などを行い、その相談内容に応じてニーズに合致した制度やサービス、継続的な支援あるいは新たなサービスや支援策の開発に結び付ける事業」</p> <p>(2) 審査項目のウエイト 機構の基本方針を踏まえ、次のとおりウエイト付けする。</p> <table border="1" data-bbox="518 459 829 929"> <thead> <tr> <th>審査項目</th> <th>ウエイト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 事業実施体制</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1) 実施者適性</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>2) 連携・協働</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>2 事業の目的、内容及び内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1) 事業の目的及び内容</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>2) 直接的効果</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>3) 社会的波及効果</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>3 費用対効果</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>4 継続性・将来発展性</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 平成23年度社会福祉振興助成事業の基本方針を踏まえた対応 ① N P O等が行う活動の立ち上げ支援のための積極的助成 ・特定非営利活動法人及び非営利任意団体で団体の創設から2年以内のもの（前身団体の活動実績があつて、現在、特定非営利活動法人化を申請中のものを含む）は、2点加点する。 ② 重点的に支援する事業への積極的助成 ・「高齢者などの孤立防止」、「児童虐待防止」及び「貧困対策」について取り組む事業は、2点加点する。 (4) 助成の固定化回避への対応 助成の固定化を回避する観点から、次のいずれかに該当する場合は、4点減点する。 ・過去5年間（平成18年度～平成22年度）で2回以上助成を受けた法人又は団体 ・国・地方公共団体・独立行政法人等の役員又は従業員であつた者が、当該助成団体の管理職以上に就いている場合。ただし、特定非営利活動法人及び非営利任意団体は除く。</p> <p>4 採点コメント 各委員の意見を適切に審査に反映させる観点から、委員は、最優先で採択したい又は強く採択を見送るべきと考えた事業については、その理由をコメントするものとする。 また、その他、高く評価できる点、採択に当たっての条件等がある場合には、その内容をコメントするものとする。</p> <p>助成事業の審査・採択（#56） （重点的に支援する事業を明記）</p> <p>助成事業の固定化回避（#57） （天下り団体に対する採点基準の見直し）</p>	審査項目	ウエイト	1 事業実施体制		1) 実施者適性	1	2) 連携・協働	1	2 事業の目的、内容及び内容		1) 事業の目的及び内容	2	2) 直接的効果	2	3) 社会的波及効果	2	3 費用対効果	1	4 継続性・将来発展性	1
審査項目	ウエイト																				
1 事業実施体制																					
1) 実施者適性	1																				
2) 連携・協働	1																				
2 事業の目的、内容及び内容																					
1) 事業の目的及び内容	2																				
2) 直接的効果	2																				
3) 社会的波及効果	2																				
3 費用対効果	1																				
4 継続性・将来発展性	1																				

<p>平成23年度における助成事業の選定方針</p>	<p>選定方針のアンダーライン部分に普及している「実績報告書」の記載部分</p>
<p>II 福祉用具の改良開発事業</p> <p>I～4 (略)</p> <p>III 助成事業の選定</p> <p>I 及び II の結果を踏まえ、当委員会の合議により選定するものとする。</p> <p>IV その他</p> <p>1 助成金の配分 選定された事業は、機構において、基本方針等を踏まえ、予算額の範囲で効果的・効率的な配分が行われるものであること。</p> <p>2 委員及び専門員の遵守事項 (1) 公平・公正で厳格な審査を行うべきことを常に認識すること。 (2) 審査の公平・公正を確保するため、応募団体の運営に関わるなど利害関係者に該当する場合は、当該団体の審査に加わることができないこと。 また、応募団体の役員と親密な個人的関係があるなど利害関係者に該当すると自ら判断した場合は、当該団体の審査に加わらないこと。 なお、利害関係者に該当し、審査に加わらない場合は、その旨をコメントすること。 (3) 審査を行う際に知り得た情報を漏らしてはならないこと。</p>	

平成23年度(第2次)における助成事業の選定方針

<p>選定方針のアンダーライン部分に書及している「実績報告書」の記載部分</p>	<p>平成23年度(第2次)における助成事業の選定方針</p> <p>平成23年度社会福祉振興助成事業(第2次)の選定方針</p> <p>社会福祉振興助成事業審査・評価委員会</p> <p>独立行政法人福祉医療機構(以下「機構」という。)は、助成事業を通じて、多様な社会資源が連携・協働して、各々が得意とする活動を行いながら、人と地域の絆をつくり直し、支え合いと活気に満ちた地域社会の再生をサポートすることで、高齢者や障害者などが地域の絆の中で自立した生活が送れる社会、また、子どもたちが健やかに安心して成長できる社会の実現を目指すことを平成23年度社会福祉振興助成事業の基本方針としている。</p> <p>助成事業の選定に当たっては、この基本方針を尊重し、次の基準等に基づき行うものとする。</p> <p>I. NPO等の福祉活動事業</p> <p>1 審査の方法 書面審査とする。ただし、必要に応じてヒアリング審査を行う。</p> <p>2. 審査項目 (1) 事業実施体制 ・法人・団体の設立の趣旨、活動実績、実施体制、専門性等、事業の実施主体として相応しいか。 ② 連携・協働 ・他の団体や関係機関、関係者等との連携・協働に有効性や実効性があるか。 (2) 事業の目的、内容及び内容 ① 事業の目的及びその必要性が明確であるか。 ・要望事業の目的及びその実現可能性があるか。 ・具体性がより実現可能性があるか。 ② 直接の効果 ・助成事業の量的な目標からみて成果をあげられるか、受益者や関係者のニーズを満たし質的な成果をあげられるか。 ③ 社会的波及効果 ・助成事業の成果が地域や社会に波及することが期待できるか。 (3) 費用対効果 ・費用対効果からみて経済的合理性があるか。 (4) 継続性・将来発展性 ・事業継続の能力があり、将来的な発展性が期待できるか。</p> <p>3 採点基準 (1) 社会福祉振興助成事業審査・評価委員会委員(以下「委員」という。)は、各審査項目について、次の基準により採点する。 ・高く評価できる水準であるもの (4点) ・評価できる水準であるもの (3点) ・やや不十分な水準であるもの (2点) ・不十分な水準であるもの (1点)</p>
--	---

助成事業の審査・採択(＃56)
(審査項目や採点基準の見直し)

<p>選定方針のアンダーライン部分に書及している「実績報告書」の記載部分</p>	<p>平成23年度(第2次)における助成事業の選定方針。</p> <p>なお、次の点に留意して採点すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度に機構の助成事業を実施し、かつ、委員による事業評価を受けた団体の要望事業については、当該評価結果も踏まえ審査する。 ・平成21年度助成事業の事業評価において、次に掲げる事業については、顕著な成果を上げておりと評価されていることに留意して審査する。 <p>「各種の相談活動や傾聴などを行い、その相談内容に応じてニーズに合致した制度やサービス、継続的な支援あるいは新たなサービスや支援策の開発に結びつける事業」</p> <p>(2) 審査項目のウエイト 機構の基本方針を踏まえ、次のとおりウエイト付けする。</p> <table border="1" data-bbox="523 461 831 936"> <thead> <tr> <th>審査項目</th> <th>ウエイト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 事業実施体制</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1) 実施者適性</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>2) 連携・協働</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>2. 事業の目的、内容及び内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1) 事業の目的及び内容</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>2) 直接的效果</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>3) 社会的波及効果</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>3. 費用対効果</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>4. 継続性・将来発展性</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 平成23年度社会福祉振興助成事業の基本方針等を踏まえた対応</p> <p>① NPO等が行う活動の立ち上げ支援のための積極的助成 ・特定非営利活動法人及び非営利任意団体で団体の創設から2年以内のもの(前身団体の活動実績があったり、現任、特定非営利活動法人化を申請中のものを含む)は、2点加算する。 ② 重点的に支援する事業への積極的助成 ・「東日本大震災で被災された方等を支援する事業」に2点加算する。</p> <p>(4) 助成の固定化回避への対応 助成の固定化を回避する観点から、次のいずれかに該当する場合は、4点減点する。 ・過去5年間(平成18年度～平成22年度)及び平成23年度の間で、2回以上助成を受けた法人又は団体 ・国・地方公共団体・独立行政法人等の役員又は従業員であった者が、当該助成団体の管理職以上に就いている場合。ただし、特定非営利活動法人及び非営利任意団体は除く。</p> <p>4 審査コメント 各委員の意見を適切に審査に反映させる観点から、委員は、最優先で採択したい又は強く採択を見送るべきと考えた事業については、その理由をコメントするものとする。 また、その他、高く評価できる点、採択に当たっての条件等がある場合には、その内容をコメントするものとする。</p> <p>助成事業の審査・採択(＃56) (重点的に支援する事業を明記)</p> <p>助成事業の固定化回避(＃57) (天下一団体に対する採点基準の見直し)</p>	審査項目	ウエイト	1. 事業実施体制		1) 実施者適性	1	2) 連携・協働	1	2. 事業の目的、内容及び内容		1) 事業の目的及び内容	2	2) 直接的效果	2	3) 社会的波及効果	2	3. 費用対効果	1	4. 継続性・将来発展性	1
審査項目	ウエイト																				
1. 事業実施体制																					
1) 実施者適性	1																				
2) 連携・協働	1																				
2. 事業の目的、内容及び内容																					
1) 事業の目的及び内容	2																				
2) 直接的效果	2																				
3) 社会的波及効果	2																				
3. 費用対効果	1																				
4. 継続性・将来発展性	1																				

<p>平成23年度(第2次)における助成事業の選定方針</p>	<p>選定方針のアンダーライン部分に言及している「実績報告書」の記載部分</p>
<p>II 福祉用具の改良開発事業</p> <p>1～4 (略)</p> <p>III 助成事業の選定</p> <p>I 及びIIの結果を踏まえ、当委員会の合議により選定するものとする。</p> <p>IV その他</p> <p>1 助成金の配分 選定された事業は、機構において、基本方針等を踏まえ、予算額の範囲で効果的・効率的な配分が行われるものであること。</p> <p>2 委員及び専門員の遵守事項 (1) 公平・公正で厳格な審査を行うべきことを常に認識すること。 (2) 審査の公平・公正を確保するため、応募団体の運営に関わるなど利害関係者に該当する場合は、当該団体の審査に加わることができないこと。 また、応募団体の役員と親密な個人的関係があるなど利害関係者に該当すると自ら判断した場合、当該団体の審査に加わらないこと。 なお、利害関係者に該当し、審査に加わらない場合は、その旨をコメントすること。 (3) 審査を行う際に知り得た情報を漏らしてはならないこと。</p>	

平成24年度における助成事業の選定方針

<p>選定方針のアンダーライン部分に言及している「実績報告書」の記載部分</p>	<p>平成24年度における助成事業の選定方針</p> <p>平成24年度社会福祉振興助成事業の選定方針</p> <p>社会福祉振興助成事業審査・評価委員会</p> <p>独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、助成事業を通じて、多様な社会資源が連携・協働して、各々が得意とする活動を行いつながり、人と地域の絆をつくり直し、支え合いと活気に満ちた地域社会の再生をサポートすることで、高齢者や障害者などが地域の絆の中で自立した生活が送れる社会、また、子どもたちが健やかに安心して成長できる社会の実現を目指すことを平成24年度社会福祉振興助成事業の基本方針としている。</p> <p>助成事業の選定に当たっては、この基本方針を尊重し、次の基準等に基つき行うものとする。</p> <p>I N P O等の福祉活動事業</p> <p>1 審査の方法 書面審査とする。ただし、必要に応じてヒアリング審査を行う。</p> <p>2 審査項目</p> <p>(1) 事業実施体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 実施者適性 <ul style="list-style-type: none"> ・法人・団体の設立の趣旨、活動実績、実施体制、専門性等、事業の実施主体として相応しいか。 ② 連携・協働 <ul style="list-style-type: none"> ・他の団体や関係機関、関係者等との連携・協働に有効性や実効性があるか。 <p>(2) 事業の目的、内容及び内容の妥当性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的及び内容 <ul style="list-style-type: none"> ・要望事業の目的及びその必要性が明確であるか。 ・具体性があり実現可能性があるか。 ② 直接的効果 <ul style="list-style-type: none"> ・助成事業の量的な目標からみて成果をあげられるか、受益者や関係者のニーズを満たし質的な成果をあげられるか。 <p>③ 社会的波及効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成事業の成果が地域や社会に波及することが期待できるか。 <p>(3) 費用対効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・費用対効果からみて経済的合理性があるか。 <p>(4) 継続性・将来発展性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業継続の能力があり、将来的な発展性が期待できるか。 <p>3 採点基準</p> <p>(1) 社会福祉振興助成事業審査・評価委員会委員（以下「委員」という。）は、各審査項目について、次の基準により採点する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高く評価できる水準であるもの（4点） ・評価できる水準であるもの（3点） ・やや不十分な水準であるもの（2点） ・不十分な水準であるもの（1点）
--	---

<p>選定方針のアンダーライン部分に言及している「実績報告書」の記載部分</p>	<p>平成24年度における助成事業の選定方針</p> <p>なお、次の点に留意して採点すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度に機構の助成事業を実施し、かつ、委員による事業評価を受けた団体の要望事業については、当該評価結果も踏まえ審査する。 <p>(2) 審査項目のウェイト</p> <p>機構の基本方針を踏まえ、次のとおりウェイト付けする。</p> <table border="1" data-bbox="363 450 676 927"> <thead> <tr> <th>審査項目</th> <th>ウェイト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 事業実施体制</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1) 実施者適性</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>2) 連携・協働</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>2 事業の目的、内容及び内容の妥当性</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1) 事業の目的及び内容</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>2) 直接的効果</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>3) 社会的波及効果</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>3 費用対効果</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>4 継続性・将来発展性</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 平成23年度社会福祉振興助成事業の基本方針等を踏まえた対応①から③については、事業内容を勘案のうえ、次のとおり加点できるものとする。</p> <p>① N P O等が行う活動の立ち上げ支援</p> <p>特定非営利活動法人及び非営利任意団体の創設から2年以内のもの（前身団体の活動実績がある、現在、特定非営利活動法人化を申請中のものを含む）は1点加点する。</p> <p>② 複数の団体が連携やネットワーク化によって実施する事業</p> <p>ア 地域連携活動支援事業は1点加点する。</p> <p>イ 全国的・広域的ネットワーク活動支援事業は2点加点する。</p> <p>ウ 平成23年度において福祉活動支援事業により助成を受けた団体が、地域連携活動支援事業へ応募した場合1点加点する。</p> <p>エ 平成23年度において福祉活動支援事業もしくは地域連携活動支援事業により助成を受けた団体が、全国的・広域的ネットワーク活動支援事業へ応募した場合2点加点する。</p> <p>③ 重点的に支援する事業</p> <p>「東日本大震災で被災された方等を支援する事業」、「高齢者などの孤立防止」、「原患虐待防止」及び「貧困対策」について取り組む事業は2点加点する。</p> <p>(4) 助成の固定化回避等への対応</p> <p>助成の固定化を回避するとともに、公平性・透明性を確保する観点から、次のいずれかに該当する場合は、4点減点する。</p> <p>① 過去5年間（平成19年度～平成23年度）で、2回以上助成を受けた法人又は団体</p> <p>ただし、(3)②のウ又はエに該当する事業にあっては、この取扱いを行わない。</p> <p>② 国・地方公共団体・独立行政法人等の役員である者又は役員であった者であった者として離職後2年を経過していない者が、当該助成団体の管理職以上に就いている場合。</p> <p>事後評価の継続的なフォローアップ調査の実施（#63）</p> <p>（連携・協働状況等を分析し、調査結果を反映）</p> <p>助成事業の審査・採択（#56）</p> <p>（重点的に支援する事業を明記）</p> <p>助成事業の固定化回避（#57）</p> <p>（天下り団体に対する採点基準の見直し）</p> <p>事後評価の結果の反映（#62）</p>	審査項目	ウェイト	1 事業実施体制		1) 実施者適性	1	2) 連携・協働	1	2 事業の目的、内容及び内容の妥当性		1) 事業の目的及び内容	2	2) 直接的効果	2	3) 社会的波及効果	2	3 費用対効果	1	4 継続性・将来発展性	1
審査項目	ウェイト																				
1 事業実施体制																					
1) 実施者適性	1																				
2) 連携・協働	1																				
2 事業の目的、内容及び内容の妥当性																					
1) 事業の目的及び内容	2																				
2) 直接的効果	2																				
3) 社会的波及効果	2																				
3 費用対効果	1																				
4 継続性・将来発展性	1																				

<p>平成24年度における助成事業の選定方針</p>	<p>選定方針のアンダーライン部分に書かれている「実績報告書」の記載部分</p>
<p>4 審査コメント</p> <p>各委員の意見を適切に審査に反映させる観点から、委員は、最優先で採択したい又は強く採択を見送るべきと考えた事業については、その理由をコメントするものとする。</p> <p>また、その他、高く評価できる点、採択に当たった条件等がある場合には、その内容をコメントするものとする。</p>	
<p>II 福祉用具の改良開発事業</p>	
<p>1～4 (略)</p>	
<p>III 助成事業の選定</p>	<p>I 及びIIの結果を踏まえ、当委員会の合議により選定するものとする。</p>
<p>IV その他</p>	<p>1 助成金の配分 選定された事業は、機構において、基本方針等を踏まえ、予算額の範囲で効果的・効果的な配分が行われるものであること。</p> <p>2 委員及び専門員の遵守事項 (1) 公平・公正で厳格な審査を行うべきことを常に認識すること。 (2) 審査の公平・公正を確保するため、応募団体の運営に関わるなど利害関係者に該当する場合は、当該団体の審査に加わることができないこと。 また、応募団体の役員と親密な個人的関係があるなど利害関係者に該当すると自ら判断した場合は、当該団体の審査に加わらないこと。 なお、利害関係者に該当し、審査に加わらない場合は、その旨をコメントすること。 (3) 審査を行う際に知り得た情報を漏らしてはならないこと。</p>

平成22年度における評価方針

社会福祉振興助成事業審査・評価委員会評価部会

独立行政法人福祉医療機構では、助成事業の事後評価を通して得られた結果や成果等を基に、その後の助成事業の審査に反映するとともに、助成の仕組み等の継続的な改善に活かしていくほか、助成の効果をより高いものとするための団体支援や、優れた取組みを取り上げ幅広く知らしめることなどを通して、特定非営利活動法人、非営利任意団体等とその活動を育成・支援することとしている。

このため、平成22年度においては、次の評価方針に基づき事後評価を実施するものとする。

1. 平成21年度助成事業の事後評価

次の3つの方法（自己評価、ヒアリング評価、書面評価）により、平成21年度助成事業の事後評価を実施する。

(1) 自己評価

助成事業終了後、団体自身が事業を振り返り、自己評価を行うものとする。

- ① 対象事業
平成21年度に助成を行った全981事業を対象とする。
- ② 実施方法
助成事業終了後、機構が定める自己評価書に基づき団体自身が自己評価を行い、機構に提出する。

<自己評価項目>

- ・実施体制
- ・手法の妥当性等
- ・事業計画及び目的の達成度
- ・団体組織上の効果
- ・全国（地方）への波及効果
- ・費用対効果
- ・今後の事業展開

上記7項目計21の設問について、それぞれ「実施した」「実施できなかった又は不十分だった」の二者選択のチェック方式にて回答する。

<総合評価及び総合所見等>

AからEまでの5段階の「総合評価」及び総合所見等を記載する。

(総合評価)

- A・・・全般的に極めて高い水準・状態
- B・・・高い水準（全般的に「普通」の水準）以上に加え、一部に極めて高いレベルのものがある
- C・・・普通水準・状態
- D・・・不十分な水準（一極の水準にあるが、一部に重要な改善点等があり、普通といえない）
- E・・・全般的に極めて不十分な水準

(総合所見等)

実施した助成事業について、優れていると評価できる点及び改善点等を記載する。

③ 評価結果の活用方法

各項目の集計・全体的な傾向の分析等を行い、当該年度の助成事業の大まかな達成度を把握する

とともに、ヒアリング評価及び書面評価の基礎資料として活用する。

④ 実施時期

4月～6月

(2) ヒアリング評価

外部有識者からなる評価部会委員及び機構事務局による直接ヒアリング形式の評価を実施するものとする。

- ① 対象事業
平成21年度の全助成事業のうち、1割以上の事業について実施する。
- ② 対象事業の選出

【旧一般分】…次の視点を中心に委員ごとに6事業程度選定し実施。
ア 審査部会で多くの担当委員から推薦のあった事業

イ 助成金額が1,000万円以上の事業

ウ 自己評価結果が特に高い事業

エ 過去5か年の間に、一度もヒアリング評価を実施していない団体の事業

【旧特別分・特別助成】…次の視点を中心に委員ごとに1～2事業程度選定し実施。

ア 審査部会で多くの担当委員から推薦のあった事業

イ 自己評価結果が特に高い事業

ウ 自己評価書に特徴的な記載のある事業（新たなネットワーク構築など）

【旧地方分】…次の視点を中心に事務局が実施。

ア 各都道府県における推薦審査委員会の推薦順位第1位の事業

イ 自己評価結果が特に高い事業

ウ 自己評価書に特徴的な記載のある事業（新たなネットワーク構築など）

*なお、事務局は場合により旧特別分・特別助成についても実施する。

③ 実施方法

評価部会委員及び機構事務局が、助成先に対して実施又は機構会議室等でヒアリングを行う。<ヒアリング評価項目>…自己評価項目と同一の項目により実施し、比較を可能とする。

- ・実施者の適性
- ・手法の妥当性等
- ・事業計画及び目的の達成度
- ・組織上の効果
- ・全国（地方）への波及効果
- ・費用対効果
- ・今後の事業展開

上記7項目計21の設問について、一般的に望まれる程度以上の状況の場合、評価表にチェックする。

<総合評価及び総合所見>

A～Eまでの5段階の「総合評価」及び総合所見を記載する。

(総合所見)

評価できる点、推進すべき点、疑問点、改善がみられる点や自己評価書の記載内容についてなど、当該事業に関する所見を記載する。

④ 評価結果の活用方法

評価結果の集計、全体的な傾向の分析を行うとともに、個々の評価結果については、以降の事業の実施や団体の運営の改善に資するため、当該助成先団体に対してフィードバックする。

- ⑤ 実施時期
7月～10月

(3) 書面評価

ヒアリング評価を実施しなかった事業について、機構事務局において書面による評価を実施するものとする。

- ① 対象事業
平成21年度全助成事業のうち、ヒアリング評価の対象とならなかった全事業を対象とする。

- ② 実施方法
助成先から提出された自己評価書、完了報告書、事業による成果物等を検証し、機構事務局において書面による評価を実施する。

<書面評価項目>

- ・事業計画及び目的の達成度
 - ・費用対効果
 - ・今後の事業展開
- 上記3項目計9の設問について、一般的に望まれる程度以上の状況の場合に評価表にチェックする。

<総合評価及び総合所見>

A～Eまでの5段階の「総合評価」及び総合所見を記載する。

(総合所見)

評価できる点、推進すべき点、疑問点、改善がみられる点や自己評価書の記載内容についてなど、

当該事業に関する所見を記載する。

- ③ 評価結果の活用方法

評価結果の集計、全体的な傾向の分析を行うとともに、助成事業に係る財源及び経費の内訳等のデータについて、全助成先を対象に集計し、全体的傾向を分析する。

- ④ 実施時期

4月～2月

2. 評価結果の反映等

評価結果については、選定方針及び募集要領等の策定並びに要望事業の審査に反映させるとともに、助成テーマの見直しや助成事業の改善等に活かしていくものとする。

また、これらの評価や調査を通して、優れた事業成果等が認められた事業については、広く紹介することにより、その成果やノウハウが幅広く波及していくよう努めるものとする。

3. フォローアップ調査

平成20年度以前の助成事業について、継続的にその後の状況を調査し、助成事業の成果の波及効果などについて把握するとともに、調査結果については、その後の助成事業の選定方針、募集要領の策定等に反映させるものとする。

- (1) 平成20年度助成事業に関するフォローアップ調査

平成20年度の全助成事業について、その後の事業の継続・発展状況、波及効果等について調査する。

- ① 対象事業

平成20年度に助成を行った全事業を対象とする。

- ② 実施方法

機構が定める調査票に基づき団体が記入し、機構に提出する。

<調査項目>

- ・事業の継続状況及び継続実施のための支援や財源
- ・事業実施による波及効果の内容
- ・事業実施による団体の活動又は組織上の効果の内容
- ・事業の成果及び反響 など

- ③ 活用方法

事務局において調査票を回収、集計し、全体的な傾向、その後の成果の波及効果等を把握するとともに、優れた事例については広く公表するものとする。

- ④ 実施時期

7月

- (2) 平成18年度助成事業に関する継続フォローアップ調査

平成18年度助成事業については、平成20年度においてフォローアップ調査を実施したが、そのうち特に優れていると認められた事業について、その後の事業の継続・発展状況、波及効果等について継続調査する。

- ① 対象事業

平成18年度に助成を行った事業のうち、下の要件に該当する事業

ア 事後評価において優れた事業に選出された事業

イ 前回調査の際、「NPO法人格を取得(予定)」と回答のあった事業

ウ 前回調査の際、注目すべき記述のあった事業 など

- ② 実施方法

機構が定める調査票に基づき団体が記入し、機構に提出する。

<調査項目>

- ・事業の継続状況及び継続実施のための支援や財源

- ・事業実施による団体の活動又は組織上の効果及び発展の内容

- ・地域への波及効果 など

- ③ 活用方法

事務局において調査票を回収、集計し、全体的な傾向、その後の成果の波及効果等を把握すると

- ④ 実施時期

12月

機構事務局が、助成団体を直接ヒアリングし、評価を実施する。
 (4) 書面評価

(2) 及び(3)のヒアリング評価の対象とならなかった事業について、助成団体が提出した事業完了報告書等に基づき、機構事務局が書面評価を実施する。

2. ヒアリング評価対象事業の選定方法

前年度に機構が助成した全助成事業の中から、一定の視点に基づき選定し、福祉振興助成事業審査・評価委員会の審議を経て決定する。

3. 評価の項目・基準

(1) ヒアリング評価

ア. 評価項目

評価項目	評価の視点	ウエイト	
プロセス評価	事業推進姿勢	・事業実施のための明確な理念を持っているか ・事業に取り組む意欲・積極性は十分だったか	1
	事業実施体制	・団体内部の実施体制が整っており、専門性を備えているか ・有効性、実効性のある外部資源の活用・連携ができたか	1
	事業実施プロセス	・事業目的の実現のため、効果的、効率的な手法を用いて実施できたか ・事業の利用者等の評価を確認し、継続的な改善に結び付けているか	1
アウトプット (直接的成果)		・量的な指標をどの程度達成できたか	2
アウトカム (質的成果)		・事業の利用者等のニーズを満たし、価値ある成果を上げることができたか	3
インパクト (社会的成果)		・事業の成果が地域や社会へどのようなインパクトを与えたと想定されるか ・事業の成果の他地域への広がりがその可能性がみられるか	2

※ウエイトの合計は10

社会福祉振興助成事業の評価方針

社会福祉振興助成事業審査・評価委員会

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）を通じて、多様な社会資源がそれぞれの地域で有機的に連携・協働し、それぞれの得意とする活動を行いながら人と地域の絆をつくり直し、支え合いと活気のある地域社会の再生を目指すシステムづくりに取り組み、高齢者・障害者が自立した生活が送れる社会、また、子どもたちが健やかに安心して成長できる社会の実現を目指すことを助成事業の基本方針としている。

助成事業の評価に当たっては、この基本方針を受け、助成を受けて実施された事業がどのような成果を上げ、社会にどのような影響を与えたかについて、次の方針に基づき行うものとする。

I 事業評価の目的

- (1) 政策動向や国民ニーズを踏まえ助成した事業について、「期待した成果を上げているか、その成果が社会にどのような影響を与えたか」を効果測定すること。
- (2) 優れた事業を広報することにより、全国・広域での普及啓発を図ること。
- (3) 評価結果を、助成プログラムの改善に活かすこと。
- (4) 限られた資源を有効に配分し、最大限の効果を上げること。
- (5) 新たな対応が必要な課題を発掘し、その課題を国に提言することにより政策への反映を図ること。
- (6) 評価結果を公表することにより、国庫補助金による助成事業の運営主体として、国民に対する説明責任を果たすとともに、助成事業の一層の透明化を図ること。

II NPO等の福祉活動事業の評価

1. 評価の方法

- (1) 助成団体の評価（自己評価）
助成事業終了後、機構が定める様式（自己評価書）に基づき、助成団体が自己評価を実施する。
- (2) 外部有識者によるヒアリング評価
外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会委員が、助成団体を直接ヒアリングし、評価を実施する。
- (3) 機構事務局によるヒアリング評価

イ. 評価基準

レベル	スコア	評価指標
S	10	非常に高く評価できる水準にあるもの
	9	
A	8	高く評価できる水準にあるもの
	7	
B	6	良好な水準にあるが、一部課題のあるもの
	5	
C	4	一定の水準にあるが、かなり課題のあるもの
	3	
D	2	全般的に多くの課題のあるもの
	1	

(2) 書面評価

ア. 評価項目

評価項目	評価の視点	ウエイト
プロセス評価	事業実施体制	1
	事業実施プロセス	2
成果評価	アウトプット (直接的成果)	3
	アウトカム (質的 成果)	4

※ウエイトの合計は10

イ. 評価基準

レベル	スコア	評価指標
S	10	非常に高く評価できる水準にあるもの
	9	
A	8	高く評価できる水準にあるもの
	7	

B	6	良好な水準にあるが、一部課題のあるもの
	5	
C	4	一定の水準にあるが、かなり課題のあるもの
	3	
D	2	全般的に多くの課題のあるもの
	1	

3. 総合評価

「ア. 評価項目」の項目ごとに「イ. 評価基準」の5段階 (SからD) で評価し、レベルのなかでも上位に近いのか下位に近いのかを判定したうえで、各評価項目のスコアを決定する。

各評価項目のスコアに「ア. 評価項目」のウエイトを掛け合わせ、その合計を総合スコアとする。

総合スコアをもとに、次の5段階 (SからD) で総合評価を決定する。

総合評価	総合スコア	評価指標
S	90 以上	非常に高く評価できる水準にあるもの
A	70 以上 90 未満	高く評価できる水準にあるもの
B	50 以上 70 未満	良好な水準にあるが、一部課題のあるもの
C	30 以上 50 未満	一定の水準にあるが、かなり課題のあるもの
D	30 未満	全般的に多くの課題のあるもの

Ⅲ 福祉用具の改良開発事業の評価

1. 評価の方法

- (1) 助成団体の評価 (自己評価)
助成事業終了後、機構が定める様式 (自己評価書) に基づき、助成団体が自己評価を実施する。
- (2) 外部有識者によるヒアリング評価
外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会の専門員が、助成団体を直接ヒアリングし、評価を実施する。

2. ヒアリング評価対象事業の選定方法

平成22年度に機構が助成した全助成事業の中から、専門員の意見を踏まえ、一定の視点に基づき選定し、社会福祉振興助成事業審査・評価委員会の審議を経て決定する。

V 委員及び専門員の遵守事項

- (1) 委員及び専門員は、公平・公正で厳格な評価を行うべきことを常に認識すること。
- (2) 評価の公平・公正を確保するため、委員及び専門員がヒアリング評価の対象団体の運営に関わるなど利害関係者に該当する場合は、当該団体のヒアリング評価を実施できないこと。
また、当該団体の役員と親密な個人的関係があるなど利害関係者に該当すると自ら判断した場合は、当該団体のヒアリング評価を担当しないこと。
なお、利害関係者に該当し、ヒアリング評価を担当しない場合は、その旨を機構事務局に報告すること。
- (3) 委員及び専門員は、評価を行う際に知り得た情報を第三者に漏らしてはならないこと。

3. 評価の項目・基準及び総合評価

商品化（実用化）の状況、今後の課題と解決方法、今後の展開・方向性などの観点から、次の4段階（AからD）で総合評価を決定する。

総合評価	評価指標
A	当初の目標を上回り遂行できているもの
B	当初の目標をほぼ予定どおり遂行できているもの
C	当初の目標を遂行できているが、一部課題のあるもの
D	さらに努力が必要なもの

IV 評価結果の活用

1. 団体へのフィードバック

ヒアリング評価の結果については、社会福祉振興助成事業審査・評価委員会の審議を経たのち、評価を担当した委員、専門員及び機構事務局それぞれの所見を付して、評価対象団体あてにフィードバックすることにより、制度や機構内部の改善のみならず、団体の活動や事業展開の参考にも供することとする。

2. 審査への反映

ヒアリング評価により得られた事業の評価結果については、社会福祉振興助成事業審査・評価委員会において共有し、以後の審査の参考とする。

3. 優れた事業の普及啓発

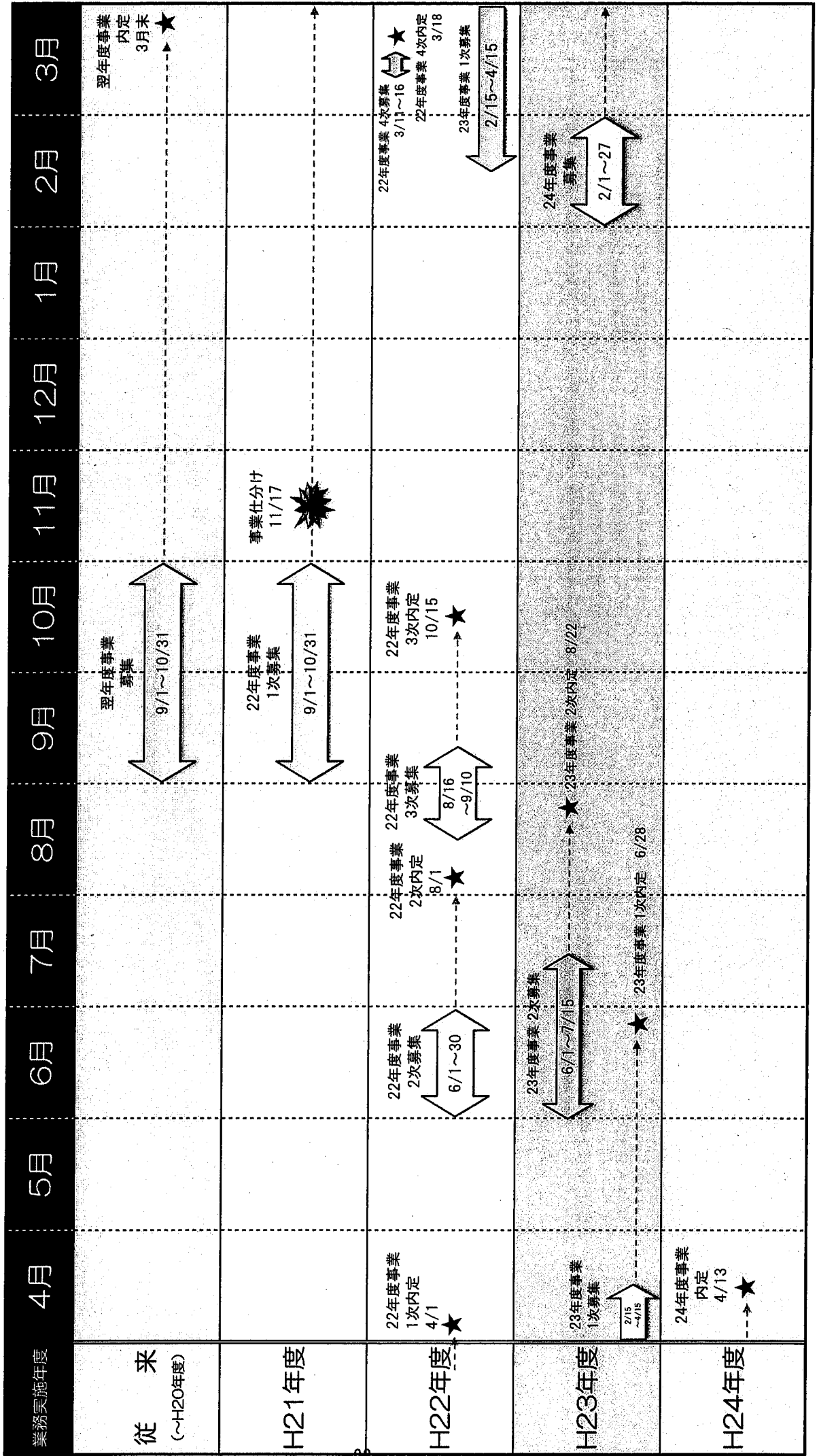
評価の結果、特に優れていると認められた事業については、機構ホームページ、広報誌、事業報告会などにより広報することで、全国・広域での幅広い普及啓発を図る。

4. 評価結果の公表、助成制度の改善、政策への提言

社会福祉振興助成事業審査・評価委員会は、評価結果を年度末に事業評価報告書として取りまとめ、機構に報告、提案するとともに、機構は、機構ホームページなどで公表する。

また、機構はその内容に基づき、助成制度の改善に努めるとともに、課題によって国に対して政策の提言を行う。

平成23年度分助成事業の審査・採択に係る見直しの概要
(助成事業における募集スケジュールの変遷)



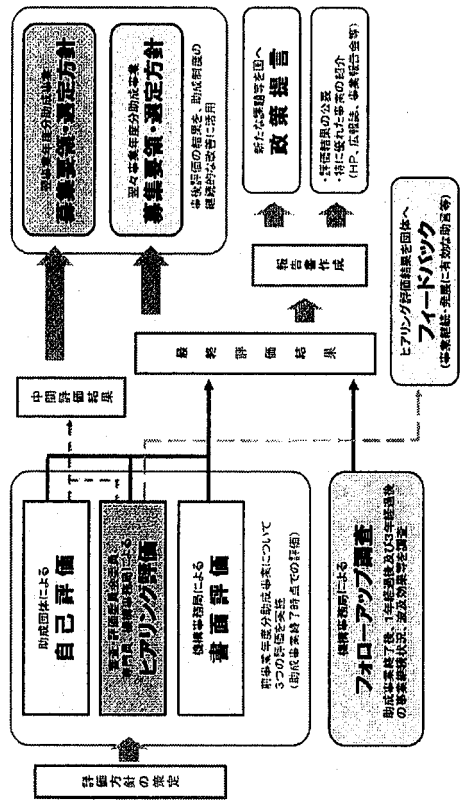
1. 事業評価の方法

事業評価については、助成事業のプロセスや成果、課題などを適切に評価するとともに、その成果をその後の助成事業の改善に活かすいわゆる「PDCAサイクル」を形成するよう、図1「事業評価の仕組み」のような構成となっている。

まず、全ての助成事業について助成先団体による自己評価を行った上で、社会福祉振興助成事業審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」という。）、福祉用具の改良開発事業に関する専門員（以下「専門員」という。）及び機構事務局によるヒアリング評価、並びに機構事務局による書面評価に基づく評価を行い、その成果を助成事業の選定方針や募集要領等の見直しに反映させるとともに、評価の結果から浮かび上がった新たな福祉課題等について国へ提言し、政策への反映を図ることとしている。

また、評価の結果、成果が特に大きく優れた事業であると認められた事業については、事業報告会やシンポジウム、広報紙等で紹介し、広く周知を図ることとしている。

図1 事業評価の仕組み



2. 今年度評価の概要

(1) 平成23年度における評価方針

評価事業を実施するにあたり、国庫補助金を財源として新たにスタートした平成22年社会福祉振興助成事業を対象として各評価を実施することから、この新たな助成制度に対応した「社会福祉振興助成事業の評価方針」を策定し、この評価方針に基づき、各評価を実施してきた。

NPO等の福祉活動事業については、従来の評価は、「実施者の適性」、「手法の妥当性等」、「事業計画及び目的の達成度」といった7つの評価項目にそれぞれ3つの判断基準を設け、各判断基準について標準的又は一般的に望まれる程度以上の状態であるかといった視点で評価し、併せて、事業全体について「A」から「E」の5段階の総合評価を行っていた。

新しい評価方針では、国庫補助金の投入に見合った成果の確認や、評価結果を優れた手法や成果の発掘などにダイレクトに反映させるため、従来の評価項目を大幅に見直し、プロセス評価と成果評価に再編し、評価項目毎に1から10のスコアを付すことで総合評価結果を決定するスコアリング評価を導入した。

福祉用具の改良開発事業については、従来、長寿・子育て・障害者基金による交付金事業として公益財団法人テクノエイド協会において実施していたが、平成22年度からは社会福祉振興助成事業として実施しているところである。

事業評価にあたっては、工学等の専門的な知見を必要とすることから、審査・評価委員会、機構の理事長が専門員として委嘱した工学の専門家や福祉用具に精通した医師などの学識経験者に意見を聴くこととし、国庫補助金の投入に相応しいか、機器が完成したかなど、改良開発後の商品化・実用化の状況、今後の課題と解決方法、今後のさらなる改良開発の展開・方向性などの観点から、総合的に評価することとしている。

社会福祉振興助成事業の評価方針

社会福祉振興助成事業審査・評価委員会

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）を通じて、多様な社会資源がそれぞれの地域で有機的に連携・協働し、それぞれの得意とする活動を行いながら人と地域の絆をつくり直し、支え合いと活気のある地域社会の再生を目指すシステムづくりに取り組み、高齢者・障害者が自立した生活が送れる社会、また、子どもたちが健やかに安心して成長できる社会の実現を目指すことを助成事業の基本方針としている。

助成事業の評価に当たっては、この基本方針を受け、助成を受けて実施された事業がどのような成果を上げ、社会にどのような影響を与えたかについて、次の方針に基づき行うものとする。

I 事業評価の目的

- (1) 政策動向や国民ニーズを踏まえ助成した事業について、「期待した成果を上げているか、その成果が社会にどのような影響を与えたか」を効果測定すること。
- (2) 優れた事業を広報することにより、全国・広域での普及啓発を図ること。
- (3) 評価結果を、助成プログラムの改善に活かすこと。
- (4) 限られた資源を有効に配分し、最大限の効果を上げること。
- (5) 新たな対応が必要な課題を究極し、その課題を国に提言することにより政策への反映を図ること。
- (6) 評価結果を公表することにより、国庫補助金による助成事業の運営主体として、国民に対する説明責任を果たすとともに、助成事業の一層の透明化を図ること。

II NPO等の福祉活動事業の評価

1. 評価の方法

- (1) 助成団体の評価（自己評価）
助成事業終了後、機構が定める様式（自己評価書）に基づき、助成団体が自己評価を実施する。
- (2) 外部有識者によるヒアリング評価
外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会委員が、助成団体

を直接ヒアリングし、評価を実施する。

- (3) 機構事務局によるヒアリング評価
機構事務局が、助成団体を直接ヒアリングし、評価を実施する。
- (4) 書面評価

(2) 及び (3) のヒアリング評価の対象とならなかった事業について、助成団体が提出した事業完了報告書等に基づき、機構事務局が書面評価を実施する。

2. ヒアリング評価対象事業の選定方法

前年度に機構が助成した全助成事業の中から、一定の視点に基づき選定し、社会福祉振興助成事業審査・評価委員会の審議を経て決定する。

3. 評価の項目・基準

(1) ヒアリング評価

ア. 評価項目

評価項目	評価の視点	ウエイト	
プロセス評価	事業推進姿勢	・ 事業実施のための明確な理念を持っているか ・ 事業に取り組み意欲・積極性は十分だったか	1
	事業実施体制	・ 団体内部の実施体制が整っており、専門性を備えているか ・ 有効性、実効性のある外部資源の活用・連携ができたか	1
	事業実施プロセス	・ 事業目的の実現のため、効果的、効率的な手法を用いて実施できたか ・ 事業の利用者等の評価を確認し、継続的な改善に結び付けているか	1
成果評価	アウトプット（直接的成果）	・ 量的な指標をどの程度達成できたか	2
	アウトカム（質的成果）	・ 事業の利用者等のニーズを満たし、価値ある成果を上げることができたか	3
	インパクト（社会的成果）	・ 事業の成果が地域や社会へどのようなインパクトを与えるかと想定されるか ・ 事業の成果の他地域への広がりやその可能性がみられるか	2

※ウエイトの合計は10

イ. 評価基準

レベル	スコア	評価指標
S	10	非常に高く評価できる水準にあるもの
	9	
A	8	高く評価できる水準にあるもの
	7	
B	6	良好な水準にあるが、一部課題のあるもの
	5	

C	4	一定の水準にあるが、かなり課題のあるもの
	3	
D	2	全般的に多くの課題のあるもの
	1	

(2) 書面評価

ア. 評価項目

評価項目	評価の視点	ウエイト
プロセス評価	事業実施体制	1
	事業実施プロセス	2
成果評価	アウトプット(直接的成果)	3
	アウトカム(質的成果)	4

※ウエイトの合計は10

イ. 評価基準

レベル	スコア	評価指標
S	10	非常に高く評価できる水準にあるもの
	9	
A	8	高く評価できる水準にあるもの
	7	
B	6	良好な水準にあるが、一部課題のあるもの
	5	
C	4	一定の水準にあるが、かなり課題のあるもの
	3	
D	2	全般的に多くの課題のあるもの
	1	

4. 総合評価

「ア. 評価項目」の項目ごとに「イ. 評価基準」の5段階(SからD)で評価し、レベルのなかでも上位に近いのか下位に近いのかを判定したうえで、各評価項目のスコアを決定する。

各評価項目のスコアに「ア. 評価項目」のウエイトを掛け合わせ、その合計を総合スコアとする。

総合スコアをもとに、次の5段階(SからD)で総合評価を決定する。

総合評価	総合スコア	評価指標
S	90以上	非常に高く評価できる水準にあるもの
A	70以上 90未満	高く評価できる水準にあるもの
B	50以上 70未満	良好な水準にあるが、一部課題のあるもの
C	30以上 50未満	一定の水準にあるが、かなり課題のあるもの
D	30未満	全般的に多くの課題のあるもの

III 福祉用具の改良開発事業の評価

1. 評価の方法

(1) 助成団体の評価(自己評価)

助成事業終了後、機構が定める様式(自己評価書)に基づき、助成団体が自己評価を実施する。

(2) 外部有識者によるヒアリング評価

外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会の専門員が、助成団体を直接ヒアリングし、評価を実施する。

2. ヒアリング評価対象事業の選定方法

平成22年度に機構が助成した全助成事業の中から、専門員の意見を踏まえ、一定の視点に基づき選定し、社会福祉振興助成事業審査・評価委員会の審議を経て決定する。

3. 評価の項目・基準及び総合評価

商品化(実用化)の状況、今後の課題と解決方法、今後の展開・方向性などの観点から、次の4段階(AからD)で総合評価を決定する。

総合評価	評価指標
A	当初の目標を上回り遂行できているもの
B	当初の目標をほぼ予定どおり遂行できているもの
C	当初の目標を遂行できているが、一部課題のあるもの
D	さらに努力が必要なもの

IV 評価結果の活用

1. 団体へのフィードバック

ヒアリング評価の結果については、社会福祉振興助成事業審査・評価委員会の審議を経たのち、評価を担当した委員、専門員及び機構事務局それぞれの所見を付して、評価対象団体あてにフィードバックすることにより、制度や機構内部の改善のみならず、団体の活動や事業展開の参考にも供することとする。

2. 審査への反映

ヒアリング評価により得られた事業の評価結果については、社会福祉振興助成事業審査・評価委員会において共有し、以後の審査の参考とする。

3. 優れた事業の普及啓発

評価の結果、特に優れていると認められた事業については、機構ホームページ、広報誌、事業報告会などにより広報することで、全国・広域での幅広い普及啓発を図る。

4. 評価結果の公表、助成制度の改善、政策への提言

社会福祉振興助成事業審査・評価委員会は、評価結果を年度末に事業評価報告書として取りまとめ、機構に報告、提案するとともに、機構は、機構ホームページなどで公表する。

また、機構はその内容に基づき、助成制度の改善に努めるとともに、課題によって国に対して政策の提言を行う。

V 委員及び専門員の遵守事項

- (1) 委員及び専門員は、公平・公正で厳格な評価を行うべきことを常に認識すること。
- (2) 評価の公平・公正を確保するため、委員及び専門員がヒアリング評価の対象団体の運営に関わるなど利害関係者に該当する場合は、当該団体のヒアリング評価を実施できないこと。
また、当該団体の役職員と親密な個人的関係があるなど利害関係者に該当する自ら判断した場合は、当該団体のヒアリング評価を担当しないこと。
なお、利害関係者に該当し、ヒアリング評価を担当しない場合は、その旨を機構事務局に報告すること。
- (3) 委員及び専門員は、評価を行う際に知り得た情報を第三者に漏らしてはならないこと。

(2) 評価結果の概要

① 自己評価の概要

助成先団体による自己評価については、平成22年度に助成を行った1,030事業の全助成先団体に対して、事業の実施状況を確認するため、自己評価書の提出を依頼した。

自己評価の性質上、主観的な評価ではあるものの、平成22年度においてもほとんどの事業が「C（普通）」以上の総合評価とし、当初の目的を達成して成果を上げていると評価している。

具体的には、「A」の「極めて高い水準」又は「B」の「高い水準」と回答した団体が80%を超え、「C」の「普通的水準」を含めると全体で97.3%の事業において、「普通的水準」以上の評価としている。

表1 平成22年度助成事業の自己評価書による総合評価の全体的傾向

区分	先遣的・強制的活動支援事業		地域活動支援事業		障害者スポーツ支援事業		全体	
	事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合
A: 極めて高い	89	31.2%	116	18.0%	29	28.7%	234	22.7%
B: 高い	167	58.6%	412	64.0%	53	52.5%	632	61.4%
C: 普通	24	8.4%	95	14.8%	17	16.8%	136	13.2%
D: 不十分	5	1.8%	20	3.1%	2	2.0%	27	2.6%
E: 極めて不十分	0	0.0%	1	0.2%	0	0.0%	1	0.1%
合計	285	100.0%	644	100.0%	101	100.0%	1,030	100.0%

② ヒアリング評価の概要

ヒアリング評価については、審査・評価委員会が決定した「社会福祉振興助成事業の評価方針」に基づき、前年度に実施された全助成事業のうち、1割以上について実施することとしており、平成23年7月から平成24年1月までの間に、助成した全1,030事業のうち113事業（NPO等の福祉活動事業102事業、福祉用具の改良開発事業11事業）について実施した。

なお、ヒアリング評価は、1つの事業について複数の評価者が同時にヒアリングを行い、各評価者の合議により総合評価の結果を決定するというプロセスを踏むことで、より客観的な評価を得るとともに、各評価者からの多角的な助言等を取りまとめることができる体制をとることとした。

ア) NPO等の福祉活動事業

評価対象事業の選定にあたっては、翌年度以降の助成対象テーマや重点的に支援すべき事業など、国への提案等に事業評価をとおして得られた結果や成果を活用するために、平成22年度に実施した助成事業のなかから、機構が重点的に支援する事業として掲げている「高齢者などの孤立防止」、「児童虐待防止」及び「貧困対策」に関する分野に該当する事業に焦点を絞り、ヒアリング評価の対象事業

を選定することとした。

総合評価の結果は、全体としては、Bの「良好な水準にあるが、一部課題のあるもの」が48.0%を占め最も多く、次いでAの「高く評価できる水準にあるもの」が41.2%で、Sの「非常に高く評価できる水準にあるもの」の2.0%を含めると、ほとんどの事業が総合評価でB以上の評価を得ており、ほぼ当初の計画どおりに事業が実施されたとともに、その成果も期待どおり若しくは期待以上の水準にあるという結果であった。

事業別にみると、A評価以上の割合では、「貧困対策」に関する事業が64.0%と最も多く、次いで、「児童虐待防止」に関する事業の52.0%、「高齢者などの孤立防止」に関する事業の28.8%の順であった。

表2 平成22年度助成事業 ヒアリング実施事業の総合評価結果（助成区分別、事業別）

区分	全体 (①+②)										実施活動支援事業									
	合計	S	A	B	C	D	小計	S	A	B	C	D	小計	S	A	B	C	D		
高齢者などの孤立防止	52	1	14	34	2	1	26	1	4	19	1	1	26	0	10	15	1	0		
児童虐待防止	25	0	13	8	4	0	15	0	9	2	4	0	10	0	4	6	0	0		
貧困対策	25	1	15	7	2	0	15	1	10	3	1	0	10	0	5	4	1	0		
合計	102	2	42	49	8	1	56	2	23	24	6	1	46	0	19	25	2	0		

ヒアリング評価をおおして得られた評価結果などについては、本報告書に活かすとともに、平成24年度助成対象テーマ等の見直しに関する国への提案や、「平成24年度社会福祉振興助成事業募集要領」及び「平成24年度社会福祉振興助成事業の選定方針」に反映し、助成プログラムの改善に活かしているところである。

イ) 福祉用具の改良開発事業

福祉用具の改良開発事業については、機器等の改良開発が当初の目標を上回り遂行できているものが3割、当初の目標をほぼ予定どおり遂行できているものが5割であり、概ね8割の事業について予定どおり遂行できていると評価された。

③ 書面評価の概要

書面による評価は、平成22年度の全1,030事業のうち、ヒアリング評価の対象となった113事業および震災の影響による中止等の2事業を除く合計915事業について、機構事務局において実施した。

総合評価の結果については、各助成区分ともに95%以上の事業について、良好

な水準以上にあるといった評価が得られており、大半の助成事業が当初の事業計画に基づいた一定の成果を上げていると考えられる。

表3 平成22年度助成事業 書面評価の総合評価結果（助成区分別）

区分	小計		S	A	B	C	D	合計
	件数	割合						
先進的・強制的活動支援事業	10	4.6%	0	10	197	10	1	218
地域活動支援事業	16	2.7%	0	16	556	24	1	597
障害者スポーツ支援事業	4	4.0%	0	4	92	4	0	100
全体	30	3.3%	0	30	845	38	2	915
			0.0%		92.3%	4.2%	0.2%	100.0%

書面評価は、事業完了報告書、自己評価書、事業の成果物（事業報告書その他の著作物等）などの限られた材料により行うため、事業の成果の確認には限界もあり、総合評価結果については、S評価がみられず、全体の92%の事業がB（良好な水準）評価という結果となった。今後は、助成事業の実施により高い成果を上げていく事業をより多く発掘するためにも、ヒアリング評価の実施割合を高めるとともに、書面評価の評価者である機構事務局スタッフのさらなる専門性の向上に努めていくべきといえる。

なお、書面評価を行った事業にあっても、助成事業を呼び水として今後どのような波及効果が生まれるか、フォローアップ調査などの手段で継続の状況を確認し、現地への訪問等や電話での聴き取りなど、引き続き事業の成長を見守るなどして事業内容を追うこととしたい。

3. まとめ

前述の通り、本年度一年間にわたり、平成22年度助成事業の自己評価、ヒアリング評価、書面評価などを実施した結果から、ほとんどの助成事業において、概ね当初の事業計画に沿った事業の実施、事業目標の達成が為されていることが確認された。特にヒアリング評価の結果では、「高齢者などの孤立防止」、「児童虐待防止」及び「貧困対策」に関する事業については、一定以上の成果を上げていることが認められた。

また、本事業評価と別に、本年度に重点的に支援している上記の事業及び東日本大地震で被災された方等の支援に関する事業について、機構事務局が助成事業を実施している現場などを訪ね、現実などのような課題やニーズが存在し、機構としてどのよ

うな活動に対して、いかに効果的な支援ができるかなどについて、現場に学ぶ取り組みを行ってきた。

以下においては、こうした結果なども基にしつつ、これらの課題や支援策、今後の助成の方向性などについて、提起していくこととする。

(1) 「高齢者などの孤立防止」に関する事業

高齢化や核家族化などによって、単身あるいは高齢者夫婦のみの世帯が急増しているが、このような高齢者の孤立した生活は今や特別な家族形態ではなく、単身高齢者世帯や老老介護世帯における「孤立死」といった社会問題にも発展しつつある。

また、これまで長期にわたり病院や施設で生活していた精神障害者や知的障害者などの地域生活への移行の促進により、日常生活において常時支援の必要な障害者なども地域の中で多くみられるようになった。

これらの高齢者や障害者は、介護保険や自立支援給付の各サービスを利用することと、日常生活に必要な支援を受けているが、地域の中で普通の暮らしをするにはサービスの質・量ともに十分とはいえず、日々の生活の中で生じる細かなニーズに即応することも困難な場合も多く、介護を担う家族は疲弊し、世帯全体が大きなりスクを抱えることとなる。

こうした高齢者などが孤立することで生じる様々な問題には、地域の人々の関係が良好なコミュニケーションづくりとともに、予防的な視点による取り組みが必要となる。

例えば、本助成事業で実施されている配食やご用聞きなどのサービスを通じた見守り活動やアウトリーチ活動、サロンなど地域住民との交流の場などの居場所づくりは、孤立しがちな高齢者や障害者などが他者との関わりを持つことで、孤独感や不安感を和らげるといった効果が期待できる取り組みといえる。

また、高齢・障害・独居・貧困といった課題を重複して抱え、地域から孤立した生活を送っている方への支援には、対象者の状況やニーズを詳細に把握し、行政・福祉・保健・医療等の様々な地域資源につなぐための判断力を備えた「ハブ」となる人の役割が重要となる。こういった役割の多くは福祉事務所等のケースワーカーなどが担っている場合もあるが、行政機関として様々な制約もあり、制度の谷間や多様化する多くの課題に柔軟性をもって対応することは難しく、制度につながらることが困難な方が、地域で孤立した状態におかれていることもある。このような課題に取り組む事例では、NPOが行政等の様々な地域資源をつなぐ「ハブ」となり、それぞれの機関の専門性を生かした支援体制を構築することで、対象者の個々の状況に応じたきめ細かで柔軟な支援を実現するといった成果を上げている。

こうした活動を継続・定着させていくためには、スタッフや支援者の確保・育成、

地域住民の理解を得るための普及活動、サービスを行っていくための利用料や自主財源の確保、活動の拠点の維持などのほか、新たなニーズへの対応、他のNPOや福祉・医療機関、行政等とのネットワークの強化、サービスを必要としている方々への十分な広報といった課題もある。

(2) 「児童虐待防止」に関する事業

児童虐待については、近年、児童福祉法や児童虐待防止法の改正に基づく多様な取り組みが強化され、行政を中心として、従前の社会的養護を中心とした施策だけでなく、「予防・防止」、「自立支援」についても積極的に取り組まれている。

しかしながら、これらの取組みとは裏腹に、虐待による児童の死亡事件は後を絶たず、児童虐待相談件数も増加の一途を辿っている。

このような問題の解決を図るため、児童虐待防止に関する事業では、これまでの行政による児童虐待防止対策とともに、個々のNPO等の支援体制や専門性を活かし、虐待防止の啓発事業や人材育成などの間接的な支援から、緊急的・直接的な支援まで、重層的に取り組まれており、「支援拠点の設置による相談・情報提供事業」、「虐待防止に向けた地域子育てネットワーク構築事業」、「親支援プログラムによる虐待予防事業」、「子どもシェルター運営事業」、「自立に向けたケアサポート事業」などが展開されているところである。

とりわけ、親が精神疾患や軽度の発達障害を抱えている世帯やひとり親世帯など、制度・施策をまたがった対応が必要な世帯では、社会資源へのつながり難さや制度間の連携が不十分なことから生じる課題も多い。また、世帯そのものが地域から孤立しやすく、生活の困難さや育児ストレスによる児童への虐待も多々みられる。このように、制度の谷間に置かれ地域から孤立した世帯には、行政・医療・福祉・教育など各機関による切れ目のない支援体制が求められる。

また、このようなハイリスク家庭の多くは生活困窮に陥っていることも多く、親の就労や子どもの学習の支援、食事の提供、育児ストレスを解消する場の提供など、世帯全体を底上げすることで自立生活の後押しとなるような支援が望まれる。

このような活動の効果をより高いものとするためには、「予防・防止」、「啓発」、「保護」、「自立支援」といった活動分野を超えたネットワークづくりや協働、情報交換の場が不可欠であり、その延長線上に創意工夫のある新たな事業もしくは、地域が求める事業の創出があるものと考ええる。

なお、虐待を受けた子どもたちの緊急一時避難場所である子どもシェルターについては、萌芽期には資金確保が困難で、機構の助成を活用して事業を軌道に乗せた

団体も多かったが、平成23年7月に自立援助ホームに位置づけられ、国が運営費補助を行うこととなった。長年、虐待を受けた子どもたちに寄り添い、安心・安全な居場所を提供するために活動してこられた支援者の方々に敬意を表したい。

(3) 「貧困対策」に関する事業

貧困対策への取り組みは、主としてホームレスや生活に困窮している方々に対する「巡回や炊き出し」、「配食サービスや食事会」、「生活相談・就労相談」、「宿所提供やシェルター運営」、「サロンの開設」など、自立支援を目的とした活動が主となっている。

また、こうした活動を実施していくための支援者の育成や研修、生活保護に至る前の生活再建を目的とした支援も行われている。

これらの事業は、従来からNPO等が他の団体と連携して行い、一定の成果をあげてきたが、景気低迷の長期化や雇用形態の変化による失業者の増加とともに、野宿生活者の「路上死」や困窮高齢者の「孤立死」などが深刻な社会問題として顕在化しているところである。

行政においては、日常的なワンストップの相談体制の整備等を進め、雇用機会の確保・拡大や、雇用保険の適用範囲の拡大、住宅や生活に困った求職者の方々への第2のセーフティネットとして、住宅手当や、無料の職業訓練と訓練期間中の生活給付を行う緊急人材育成支援事業などが実施されている。また、こうした取り組みを強化するため、パーソナルサポート・サービス、自治体とハローワークの連携による就労・生活支援の強化、貧困・困窮者の「絆」再生事業が実施されているところである。

さらに、社会保障・税一体改革大綱（平成24年2月17日閣議決定）においても、貧困・格差対策の強化は、重要項目として掲げられており、生活に困窮する人々に対する積極的な取り組みは急務となっている。

平成22年度は、本助成事業においても、深刻化する生活困窮者への支援対策として、貧困対策に特化した追加助成を行った。

事業の多くは、ホームレスへの炊き出しや物資の配布、緊急一時保護施設の設置、相談支援や就労支援などが主な事業内容であったが、野宿等の過酷な生活に一時の休息の場を提供することで、多くの命を救えたといった報告を得ている。また、助成事業を通じて支援を受けた方々が、スタッフやボランティアなど支援する側としてその後の活動に参加するなど、社会とのつながりを回復するための第一歩を踏み出すきっかけになるという効果もみられている。一方で、炊き出しなどの対処療法的な支援だけでは、地域で自立した生活を送ることは難しく、野宿生活の長期化や支援者への依存体質を生むといったことを懸念する声も皆無ではない。

高齢化や若年層の増加、発達障害や知的障害等の疑われるケースが多くみられる

など、ホームレスの福祉課題の多様化とともに、近年では、ひとり親世帯等の生活困窮の問題、特に教育格差による子どもへの「貧困の連鎖」が社会問題として大きく取り上げられている。

本助成事業では、生活困窮者の就労や自立に向けた支援の必要性が重視されるなかで、行政機関をはじめ福祉・医療・法律・教育といった専門機関との密な連携のもとより、多くの企業等との協力関係を築くことで、このように多様化するニーズにきめ細かに対応し、高い効果を上げている事例がみられた。

例えば、フードバンク事業では、NPOが地元の企業や商店、農家などから規格外作物や商品価値を失った食品を無償で譲り受け、派遣切りなどによる失業者、独居高齢者、ひとり親世帯などの生活困窮世帯に提供している。このように、行政や民生委員、地域の団体はもとより、企業などとの連携によって、生活保護の対象や野宿生活にいたる前の予防的な支援を行うことで、結果として生活保護費の増加の抑制効果にもつながるといった事業である。

また、学生ボランティアを活用したひとり親世帯の子どもの学習支援に取り組む事業においても、大学等との協働によって多くの学生ボランティアを確保し、さらに、フードバンク事業を活用することで受験期間中の生活の不安を軽減するなど、単なる学習支援にとどまらず、栄養管理や生活不安からくるストレスの軽減、子どもの心理面をサポートするといった効果を上げている。

本助成事業を通じて、個々の活動は充実化が図られており、また、NPO等と行政との連携も充実し、相互の協議の場が設けられるなど、継続的な取組みの充実化が図られている。しかしながら、NPO等では、支援者の確保・育成、活動資金の確保、地域住民や一般市民の関心・理解が得られにくいといった大きな課題があり、一方で、生活困窮者の抱える多様な問題への専門的な対応にも応えていかねなければならぬ。

引き続き、行政の施策とともに、NPO等の民間活動も重要な実施主体として取り組むことで、重層的なセーフティネットが構築され、個々のニーズや状態に応じて関係者が寄り添いながら計画的・きめ細かな支援を行う事業、シェルター運営、債務整理や家計再建への指導、自立後の生活指導、ひとり親世帯などの養育相談や学習支援など、自立支援に向けた取り組みが必要である。

(4) 東日本大震災への支援

東日本大震災から一年が経過し、被災地における状況も時とともに大きく変化してきている。震災直後の混乱期から状況は大きく変化したものの、津波の被害が大きかった地域を中心に、仮設住宅での生活を余儀なくされている方々も多く、住宅や雇用などを中心に未だに大きな課題が山積している。

被災地においては地域コミュニティの弱体化によって、あるいは避難先においては住み慣れた地域や知人とのつながりが途絶えることよって、高齢者や障害者、子どもなどの弱者に限らず、被災者の誰もが孤立する恐れがあり、阪神淡路大震災でも社会問題となった「孤立死」への対策については、喫緊の課題として取り組まれているところである。

また、震災によって職を失った被災者も多く、生活困窮による野宿生活者の増加や家族機能の低下による児童虐待など「負の連鎖」といったリスクも高まるものと思われる。個々の被災者やその家族などの単位での直接的な影響はもちろぬ、長期的にわたる社会的・経済的な打撃が人々の生活にもたらす影響によって、今後も長きにわたって様々な福祉課題が生まれてくる可能性が考えられる。

本助成事業においても、平成23年度は、東日本大震災で被災された方等を支援する事業を重点的分野に位置づけ、積極的に助成を行っている。

これらの多くの事業は、復旧期から復興へ向かう移行期において、避難所や仮設住宅、自宅などで避難生活を余儀なくされる方々、あるいは住み慣れた土地を離れ避難生活を強いられる方々に対し、炊き出しやご用聞きなどの見守り活動、巡回バス等の運行による移動支援、子どもの学習支援やストレス軽減に配慮したイベントの開催など、NPO等がこれまでの活動の中で培ってきた温かみのある創意工夫をこらした事業を展開している。

例えば、高齢化の進む団地の孤立防止に取り組んできたNPOが、原発事故の影響によって住み慣れた土地を離れ仮設住宅への避難を余儀なくされている避難者を対象に、バスの運行による移動支援、団地の集会所を活用したサロンの開催による地域住民との交流の場の提供、休耕地を活用した農作業の機会提供など、避難者が避難先で孤立することなく、近隣住民との良好なコミュニティの形成に向けた支援に取り組んでいる。この事業では、仮設住宅の自治会をはじめ、地域の自治組織、タクシニー会社、大学、地元の農家などと助成先団体が連携・協働することで、多様なつながりの場を設け、避難者の選択肢に広がりを持たせている。さらにこの事業では、サロンに参加した女性同士のグループが新たに組織され、仮設住宅で自主的な活動を始めるといった効果も表れている事例である。

これまでもNPOやボランティアの活動が現地の支援に大きな役割を果たしてきたが、被災者の多様なニーズに応えるためには、多様な担い手による丁寧な支援が必要であり、支援活動をより有効に行うためには、様々な機関や地元との連携・協働を通じて被災地の真のニーズに沿った、ミスマッチのない支援が求められている。また、この先、復興計画の進行と並行して新たなコミュニティを形成する過程では、被災者が自らの力で生活を取り戻すための下支えとなる支援が求められている。

今後の被災地支援には、「孤立」、「唐待」、「虐待」といった課題を未然に防ぐ予防的な視点を持った活動を促進するとともに、復興計画の遅延等により先の見通したたない中で刻々と変化する被災者の状況を見極めながら、支援を必要としている人々に寄り添った活動を継続していくよう努めていかなければならない。

(5) 連携・ネットワークの重要性

地域における福祉ニーズが複雑化、深刻化する中においては、行政をはじめ、単独の機関や団体がこうした課題を解決していくことはもはや不可能となりつつある。それぞれが点として活動するのではなく、行政やNPO、福祉施設、医療機関、当事者団体などのほか、企業、商店街、自治会、教育機関など様々な地域の主体がそれぞれの役割や特徴を活かして協働、連携していく中で、関係者それぞれがWIN-WINの関係となりつつ、相乗的に地域全体の福祉力の再生や向上を図っていくことが求められている。

そして、こうした活動は直接行政が乗り出していくよりも、民間の自発性や創意工夫を活かし、地域の担い手が創り上げ、地域の手で提供した方が、一層温かみのあるものとなるものも少なくない。

地域の福祉課題解決のために、最も身近な存在としてニーズを発見し、必要な事業を柔軟な発想をもって提案をし、協働の「ハブ」となる機能を最も期待できる主体となることができている存在こそが、NPOをはじめとする市民による民間福祉活動であると考えられる。

一方で、様々な機関や団体が連携して事業を実施する場合には、各々の機関等が保有する「個人情報」の取り扱いへの配慮が障壁となり、支援の阻害要因となる事例も少なくない。施策の谷間で深刻な状況におかれながら声を上げることのできる方を、早期に発見し、取りこぼすことなく必要な支援につなげていくためにも、関係機関の情報の共有化について、行政の主導による早急な仕組みづくりが望まれるところである。

本助成事業においては、平成23年度より、NPO等が行う活動の立ち上げの支援とともに、多様な社会資源が連携・ネットワークを図りながらNPO等の活動を促進する事業を支援することとしている。

次年度の事業評価においては、この連携・ネットワークにより実施した事業の効果の検証とともに、連携・ネットワークにより実施した助成事業の成果が、助成先団体が行う事業の発展・充実につながるよう、評価結果を助成制度のさらなる改善に反映する仕組みづくりが必要になってくると思われる。

この助成制度の活用をきっかけとして、地域における新たな協力関係が生まれ、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな活動を充実させるとともに、地域からさら